

決 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び閉会 平成24年9月21日(金) 午前9時30分 開会
午後4時40分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 203・204会議室

3. 出席した委員

委員長	寺 田 惣 一
副委員長	溝 口 幸 夫
委 員	辻 村 美智子
〃	岡 本 吉 司
〃	朝 岡 佐一郎
〃	西 井 覚
〃	吉 村 優 子
〃	白 石 栄 一

欠席した委員 委 員 中 川 佳 三

4. 委員以外の出席議員

議 長	西 川 弥三郎
議 員	春 木 孝 祐

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥
副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親
企画部長	田 中 茂 博
総務部長	河 合 良 則
収納促進課長	邨 田 康 司
市民生活部長	生 野 吉 秀
保険課長	中 嶋 卓 也
環境課長	大 谷 肇
保健福祉部長	吉 川 光 俊
社会福祉課長	西 川 佳 伸
長寿福祉課長	門 口 尚 弘

健康増進課長	水	原	正	義
都市整備部長	矢	間	孝	司
都市整備部理事	中		裕	晃
建設課長	石	田	勝	則
教育部長	中	嶋	正	英
学校給食センター所長	松	田	和	男
上下水道部長	松	浦	住	憲
下水道課長	青	木	若	次
水道課長	川	松	照	武
〃 補佐	西	口	昌	治
会計管理者	山	岡	加	代子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺	田		馨
書記	西	川	育	子
〃	西	川	雅	大
〃	山	岡		晋
〃	谷	口	亜	耶

7. 付 議 事 件

- 認第2号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成23年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成23年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成23年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成23年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成23年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成23年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

寺田委員長 おはようございます。3日目ということで引き続き決算特別委員会を開催したいと思えます。

ただいまの出席委員は8名でございますが、定足数に達しておりますので、昨日に引き続きまして決算特別委員会を開会いたします。

委員外議員といたしまして春木委員がおられますので、よろしくお願いしたいと思います。それから、一般の傍聴についてお諮りいたします。

本委員会におきましては、一般の傍聴を許可することとし、また、審議が長時間にわたるため、会議中の入退出についても許可することとしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田委員長 異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退出を許可いたします。

(傍聴者入室)

寺田委員長 注意事項を申し上げたいと思えます。

いつものとおりでございますが、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いしたいと思います。

それから、発言される場合には、手を挙げていただき、こちらから指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。

理事者側に申し上げますが、答弁者は必ず手を挙げていただき、所属役職名と氏名を言っただき、答弁は確実にわかりやすく、こちらの方に伝わるようお願いしたいと思います。部長及び担当課長で答弁をお願いしたいと思います。

それでは、審議審査に移りたいと思えます。認第2号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につきまして提案者の内容説明を求めます。

市民生活部長。

生野市民生活部長 おはようございます。市民生活部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

認第2号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

決算書の139ページをお願いいたします。

まず実質収支に関する調書でございます。歳入総額38億4,383万6,000円、歳出総額37億3,767万7,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は同額の1億615万9,000円でございます。

続きまして、事項別明細書の歳出の方からご説明いたします。決算書の154ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,160万4,558円でございます。2目連合会負担金235万6,216円でございます。2項徴税费、1目賦課徴収費257万2,693円でございます。

3項1目運営協議会費17万2,000円でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費20億1,706万7,487円でございます。2目退職被保険者等療養給付費2億1,316万1,879円でございます。3目一般被保険者療養費4,316万3,261円、4目退職被保険者等療養費285万9,907円、5目審査支払手数料1,128万9,809円。1枚めくっていただきまして156ページ、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2億3,345万8,643円、2目退職被保険者等高額療養費3,627万9,270円、3項高額介護合算療養費、1目一般被保険者高額介護合算療養費7,538円。次に157ページ、5項出産育児諸費、1目出産育児一時金2,538万円、2目支払手数料1万920円、6項葬祭諸費、1目葬祭費153万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金4億8,754万2,820円。1枚めくっていただきまして158ページ、2目後期高齢者関係事務費拠出金4万7,036円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金139万6,614円、2目前期高齢者関係事務費拠出金4万5,967円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金43万2,198円、2目老人保健事務費拠出金2万6,492円。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金2億394万8,338円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金7,641万2,281円、2目保険財政共同安定化事業拠出金3億881万321円、3目その他共同事業拠出金1,150円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費1,766万9,145円、1枚めくっていただきまして160ページ、2項保健事業費、1目医療費通知費249万7,468円、2目保健事業費446万7,781円。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金365円。

次に161ページ、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金139万9,800円、2目退職被保険者等保険税還付金600円、3目償還金3,191万3,461円、2項療養費等指定公費立替金、1目療養費等指定公費立替金15万769円。

1枚めくっていただきまして、162ページ、歳出合計でございます。予算現額38億395万4,000円、支出済額37億3,767万6,787円、不用額6,627万7,213円でございます。

次に163ページ、財産に関する調書でございます。物品につきまして、軽自動車、前年度末2台、年度末現在高も2台でございます。

続きまして、2番の基金でございます。財政調整基金、前年度現在高52万2,000円、決算年度末現在高、同じく52万2,000円でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。決算書146ページをお願いいたします。

1款、国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税6億6,739万7,229円、2目退職被保険者等国民健康保険税8,777万4,936円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料13万5,850円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 7 億 838 万 9,191 円、2 目高額医療費共同事業負担金 1,910 万 3,070 円。1 枚めくっていただきまして 148 ページ、3 目特定健康診査等負担金 286 万 7,000 円、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 2 億 8,888 万 4,000 円、2 目出産育児一時金補助金 64 万円。

4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金 2 億 8,050 万 6,544 円。

5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金 8 億 2,957 万 2,282 円。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金 1,910 万 3,070 円、2 目特定健康診査等負担金 286 万 7,000 円、2 項県補助金、1 目県財政調整交付金 1 億 4,657 万 8,000 円。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金 7,441 万 9,781 円。1 枚めくっていただきまして 150 ページ、2 目保険財政共同安定化事業交付金 2 億 9,034 万 1,942 円。

8 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 365 円。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 3 億 777 万 9,440 円。

10 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1 億 806 万 8,629 円。

11 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金 255 万 536 円、3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託料 325 万 70 円、4 項療養費等指定公費返還金、1 目療養費等指定公費返還金 15 万 769 円。1 枚めくっていただきまして 152 ページ、5 項雑入、2 目一般被保険者第三者納付金 277 万 3,351 円、3 目退職被保険者等第三者納付金 40 万 8,691 円、4 目一般被保険者返納金 19 万 1,697 円、6 目雑入 8 万 2,640 円。

次に 153 ページでございます。歳入合計、予算現額 38 億 395 万 4,000 円、調定額 41 億 4,457 万 4,018 円、収入済額 38 億 4,383 万 6,083 円、不納欠損額 1,363 万 6,670 円、収入未済額 2 億 8,710 万 1,265 円でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

寺田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 おはようございます。本決算特別委員会も 3 日目に入りまして、特別会計の審査に入ったところでございますけれども、ただいま部長からご説明いただきました国民健康保険特別会計の決算について若干質疑をさせていただきます。

本決算においては、対前年度としまして、歳入の方では 2 億 5,600 万円の増であります。また、歳出の方でも保険給付費等の伸びによって対前年 2 億 5,800 万円ほどの増という中で、差引 1 億 600 万円の黒字収支を出されているということで、これはまずもって評価をさせていただきたい、このように思うところでございます。

まず、この成果表の中で 60 ページから 61 ページ、62 ページにかけて、被保険者数や 1 人当たりの医療費、また加入者の推移ということで詳しく掲載をいただいています。その中で何

点かお尋ねをしたいのですが、まず国保加入者全体で、平成23年度は、この61ページの表を見ますと5,447世帯、1万851人ということが掲載をいただいておりますけれども、この中で、ざっくりで結構なんですけども、ゼロ歳児から18歳までのいわゆる被保険者の数と、それから、おおむねで結構ですから、全体の医療費が平成23年度決算のこの数字の中でどの程度医療費があるのかというようなことをわかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

それと、今度は決算書でいきますと、歳出の方の160ページの保健事業費の中で特定健康診査委託料ということで、このたびも1,600万円ほどの事業執行されておられます。40歳以上の特定健診に携わる費用だと思いますが、今回の平成23年度、どの程度の受診率で、前年度に比べてどうだったのか、また、近隣の各自治体に比べて、本市の状況はどうだったのかということをお示しをいただきたいと思います。これは本年度で、この平成24年度で一応区切りの目標値が設定されていると思いますが、それに対してどうなのか。これは目標値がクリアできなければ、この歳入の方で、歳出の方でも出てきます本会計から後期高齢者の方に支援金として、また国の方で入の方で入ってくる、そういう費用からいわゆるペナルティーを科せられるということで、これに対してどのように対策を講じられようとしているかというのをお示しをいただきたいと思います。

その2点まずお願いします。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま朝岡委員からご質問ありました点についてまず説明したいと思います。

まず18歳までの被保険者に対する医療費のこととかということなんですけど、まずその点につきましては、こちらで把握しておりますのが、就学前の保険者に対しての数値を把握しておりますので、それをまず申したいと思います。

まず人数につきましては、先ほど被保険者が決算の資料で1万851人になっております。そのうち、未就学の被保険者が488人になっております。そして、それに係る医療費の関係ですが、決算資料の中で保険給付費の数字が、一般の分で20億1,706万7,487円と出ております。そのうち未就学児に係る部分が4,480万7,220円、2.2%の割合になっております。

そして、特定健診に係るそういうペナルティーのことは、後ほどでよろしいでしょうか。

朝岡委員 後ほどでも。18歳までの加入者の数はわかりませんか。

寺田委員長 18歳までの加入者を言ってくれということです。

中嶋保険課長 ちょっと18歳までの人数については、現時点で把握しておりませんので、後ほど報告させてもらいたいと思います。

寺田委員長 わかりました。

2点目、水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。よろしくお願いたします。

私の方につきましては、平成23年度、平成22年度の比較と、近隣の市の受診状況をお答えさせていただきますと思います。

平成22年度の目標値でありますのは40%でございました。法定報告といたしまして、平成

22年度の受診率は20.0%、平成23年度でございますが、平成23年度につきましては、8月27日現在の数値があります。まだ法定数値を出すまでには、8月27日から10月までの1カ月少々の異動を追わなければなりません。8月27日の数値でございますが、平成23年度の数値といたしましては、葛城市が22.6%でございます。平成22年度と平成23年度の比率ですが、2.46%の受診率の増となっております。それから、12市の受診率でございますが、奈良市が25.0%、大和高田市が13.1%、大和郡山市が25.5%、天理市が20.0%、橿原市が27.3%、桜井市が19.1%、五條市が19.9%、御所市が26.7%、生駒市が30.0%、香芝市が34.3%、宇陀市が23.2%となっております。12市の平均受診率が23.89%でございます。

以上でございます。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。朝岡委員からご質問のありました特定健診の受診率に係るペナルティーのことで説明させてもらいたいと思います。

現在、方針ということで示されている案を説明いたします。平成24年度の特定健診の目標率が65%になっております。それを達成しないときには、後期高齢者支援金の1割をペナルティーとして科すということに法律でなっております。それが今示されている方針では、特定健診の平成24年度の実施率と保健指導実施率の掛けた数字が0.0015未満となる保険者に対して科されるということに現在示されております。それでいきますと、葛城市の数値はそれに当てはまりませんので、その方針が正式に決まりましたら、ペナルティーは科されないということになっております。

以上です。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 どうもありがとうございました。

まず就学前、18歳までの加入被保険者数と、それに伴う医療費ということでお尋ねをいたしました。現状、手元の資料では、いわゆる就学前の子どもさんの加入被保険者数と、それに伴う平成23年度の保険給付費の2.2%ということでお示しをいただきました。後で18歳までもし教えていただければと思うのですけれども、まず、これは後でもう一度全体的なことを聞かせていただくときにも言わせていただこうと思っていたのですけれども、今、税と社会保障の一体改革という中で、消費税を8%から10%へというようなことで、それを全部、社会保障に充てるという話の中で、子育て支援という観点で、今、この488人という未就学の子どもさんの488名の実際の親御さんが負担している医療費の負担割合は2割ですよね。それで、いわゆる小学校に上がってずっと3割負担ということになるんでしょうけれども、これが今国民会議でこれから議論をされるんでしょうけれども、子育て支援という一環で18歳まで全部1割にすると、負担割合をね。そういう1つの施策を掲げておられますので、当然被保険者にしては非常にありがたい話でございますが、国保の運営をされる方の事業者とすれば、9割それを負担するという話になりますので、その分医療費が安くなれば、それは一番ありがたい話なのですが、事業者とすれば、そういったまた給付費がふえていくということなので、その辺どの程度そういった場合に給付費が伸びるのかなというようなことをちよ

っとお尋ねをしたかったので、今回そういう質問をさせていただきましたが、これはこれとして、またわかる範囲で教えていただければと思います。

それと、今課長の方からご説明いただきました県平均よりも若干ですが、下回っているんですが、平成22年度に比べてさまざまな啓発努力等をいただいて2.6%伸びたということで、なかなか国が示す目標値には届かないというところなんですけど、ただ、今中嶋課長からペナルティーは科されないという、一回聞いただけではちょっとわからなかったんですけども、それは何とかクリアできるというようなことで、ただ、今後もこれは続けていくことでございますので、この中で生駒、また香芝、お隣の御所、この辺が非常に受診率が高いところですが、当市においてはこの平成23年度もそうですけども、集団健診、それから個別ということで、さまざま受診をいただいておりますが、その辺の受診者数というのは、集団と個別でもしわかれば教えていただければと、こう思います。

当然これは事業者としては国民健康保険の被保険者の方の割合が高ければいいわけなんですけれども、やはり監査委員の意見でもありましたように、この被保険者自身が高齢化しているという中で、集団健診、個別、その割合をお示しいただいた上で、集団健診をもっとやさなきゃいかんのか、もしくは国民健康保険加入者の方は大体個人事業主さんが多いわけですから、土日等の休日にもう少しそういう健診をふやした方がいいのか、その辺のところのもし分析等がわかればお示しをいただければと思います。

寺田委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。特定健診につきまして集団及び個別という形で受診をしていただいております。集団健診につきましては、約469名の方が受けていただいております。個別健診については、その残りの方が受けていただいております。

また、人間ドックにつきましては、約40名の方の受診について結果をいただいております。それと、集団健診の日程につきましては、當麻保健センター、新庄健康福祉センターの2カ所で日を変えてやっております。6月と、次のまた11月にさせていただきます。その中で、土日の健診につきまして、4日間日にちを取っております。それと、今年度ではございますが、平日、また日曜日の日中に受けられない方を対象に午後5時から午後8時ごろまで夜間健診を行っております。

以上でございます。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 詳しくご答弁をいただきました。約470の方が平成23年度は集団で、人間ドックを入れると500名ぐらいの方がこういった機関を利用して特定健診をなされているということで、この数が全体的にはどうなのかということなんですけども、水原課長が今年度は夜間も実施をするということでございますので、啓発活動も大事ですし、ご自身の特定健診を受診しなきゃいかんという思いも大事ですし、また受けるそういう環境もふやしていくということも、受診率向上に非常に反映していくのではないかと思いますので、残念ながら60ページの数字を見ていると、そういうご努力をいただきながらも、1人当たりの医療費は平成22年度から平成23年度にかけて全体の数字でいくと葛城市は平成22年度が27万439円だったのが平成

23年度は28万7,925円ですか、伸び率が6.5%ということで、残念ながら余り医療費の抑制にはなっていないのですけれども、しかし、この特定健診が非常に大きな医療費の伸びを抑制するということから、今後も受診率向上のためにご努力をいただきたい、このように思います。

最後に、この医療費の全体的な伸びを、今60ページの資料から披瀝させていただきました。また、今度はいわゆる保険税の収納の方の観点からいくと、2割、5割、7割の軽減世帯で、7割軽減の世帯数並びに被保険者数が平成22年度に比べれば非常にふえている。高齢化をしている。また所得が減っている。いろいろな事情だと思いますが、今の平成23年度における収納努力等もございまして、今、歳入の中で保険料の1人当たりの葛城市としての平均といえますか、全体的から被保険者数を割ればいいと思いますが、その1人当たりの保険料、これはやはり所得割、また資産割、均等割、平等割、さまざまだと思うのですが、これが県下12市においてどの程度のランクで平成23年度は推移をしているのか、もしその辺のところがわかれば、最後にお尋ねをさせていただきたいと思えます。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま朝岡委員からご質問のあった件について、1人当たりの保険料ということで12市の状況について説明したいと思います。

12市の中で一番高い保険料といえますのが11万2,305円になっております。9万円台、8万円台、6万円台がある中で、葛城市は7万1,709円になっております。その中では4番目に低い1人当たりの保険料となっている状況です。

以上です。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 これで最後にさせていただきます。

今、課長から奈良県12市において4番目に低い7万1,709円という1人当たりの保険料が今収納されているという中で、この保険料が、先ほどの特定健診のペナルティーはないとおっしゃいましたけれども、そういったことによってまた支援金の方でそういうペナルティーが仮にかかると、当然これは保険料にもはね返ってくる話ですし、先ほどちょっと申し上げました子育て支援、それが負担割合が、被保険者としては非常にありがたい話ですが、それが1割ということになると、残りの9割が保険者で支払いをするということになって、当然これまた今回の場合は1億600万円ほど黒字ということで、一般会計からも1億5,000万円でしたか、繰り入れをされて、非常に安定した運営をされていることとありますが、今後も各保険者においては、将来安定される保険医療にご尽力いただけるように、その他、それぞれの環境の中で、特にこの7万1,000円というのは、県下12市においても非常に安い保険料で推移をされているということは、これは非常に高く評価をさせていただくところでございまして、今後も将来安定されるように運営をお願いしたいと思います。

以上でございます。

寺田委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。先ほど人間ドックのデータ提供という形で40人

ほどと言っておりましたが、215名ほどのデータ提供をいただいております。

以上でございます。どうも申しわけございませんでした。

寺田委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、国民健康保険特別会計の決算について若干の質疑を行ってまいりたい、このように思います。

まず歳出にかかわることですけれども、退職者医療の給付費なり高額療養費の増加が顕著ではないか、こういうふうに思います。保険給付費については、給付費の総額に占める割合というのは、9.3%になっている。そして、高額療養費については、これは退職者もですけれども、3,627万9,000円、13.4%になっているわけです。退職者の割合そのものは、どの程度だったでしょうか。割合は6%台ぐらいではないのかというふうに思うのですが、その点で、どういうふうな傾向になっているのか、その点をまずお伺いをしたい、このように思います。

それから、歳出の特定健診の診査等事業費であります。特定健診の平成23年度における実績、成果についてお伺いをしておきたいということです。保健事業、とりわけ人間ドック助成、これはどういう内容になっているか、決算でどういう内容になったか、お伺いをしておきたい、このように思います。

じゃ、3点お願いします。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま白石委員からご質問のあった件について説明したいと思います。

まず退職者医療にかかわりまして療養給付費であるとか高額療養費が伸びているということです。その中で退職被保険者高額療養費につきましては、傾向といたしまして一般の分も合わせまして、昨年度の決算額から比べてかなり伸びが見られる状況です。それはやはりその中身を見ても、月々の入院医療費が高いときには、全体の医療費が高くなるという傾向がございます。一般も含めた数字なんですけれども、入院医療費につきましては、平成22年度の決算と平成23年度の決算を比較しますと、平成22年度決算では、入院に係る100万円以上の高額レセプトの件数が111件でありました。それに対しまして、平成23年度の決算では、283件ありまして、国保全体の被保険者数で割ると、1年間で1人当たり1万5,984円に対しまして、平成23年度決算では4万2,855円と2.6倍のような数値になってあらわれております。平成21年度から平成23年度の推移を見ますと、今申しました療養給付費、高額療養費とも伸びている状態ですが、やはりそのほかの外来等の費用が大体6割ぐらいを占めておりますので、それが平均してずっと同じ金額で推移した上に、そういう療養給付費、高額療養費が伸びている状況ですので、医療費がかなり伸びているということになっております。

それと、先ほどの退職者被保険者数の割合のことなんですけれども、平成23年度末で全体に対する割合を見ますと、大体8.3%ぐらいの割合になっております。

次に人間ドック助成について説明したいと思います。平成23年度の決算額は421万5,781円

になっております。前年度が374万3,633円で、47万2,118円の増額、12.6%の増額になっております。そして、件数でいいますと、平成23年度が228件になっております。そして、平成22年度決算が202件になっている状況です。これは今現在2つの医療機関で人間ドックを募集しまして、受けていただいたときに、その費用額、葛城メディカルセンターでいいますと、胃の透視で受けていただいた場合、3万6,750円かかることとなります。それに対して7割助成するものでございます。一方、健康づくりセンターにおきましては、3万7,610円が費用額としてかかりますので、その7割を助成している状況でございます。

やはり健康ということに関心が高いと思いますので、いろんな健康についての検診のPRであるとか、そういう周知によりまして、人間ドックを受けられる方が、やはり年々増加している状況です。

以上です。

寺田委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。特定健診、平成20年度からメタボリックシンドロームに着目して、生活習慣病を予防するという形で、身体測定、血液検査、尿検査などを目的として受診をしていただいています。成果といたしましては、平成21年度受診率18%から平成23年度、先ほど朝岡委員にもお答えさせていただいたように22.6%に、約4.6%伸びております。その中で平成20年度から平成21年度に継続されている方が、57.1%だったのが、平成23年度につきましては74.7%と増加をしております。それというのも、保健師からの通知による助言、また特定指導の成果があったかと思えます。

それと、健康の検査から糖尿病の疑いが葛城市におきましてはやや高いということで、平成20年度につきましては、高い方をピンポイントに保健師が電話で保健指導をしているのですが、来られない方につきましては、約30名から40名の方に対して戸別訪問という形で、家にお伺いして保健指導を行っております。糖尿病は悪化すると、腎不全を起こしまして人工透析を一生続けなければならないという形で、医療費的には一生高額になって医療費がかかってきます。それにつきましては、やっぱりそれを見込んだ保健指導が重要になってくると思います。これからも、来られない方に電話相談、また電話指導、戸別訪問を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 中嶋課長の方から、退職者医療費の給付あるいは高額療養費の給付を1つお伺いする中で、全体として、一般も含めて医療費の増嵩が大きいというお話がありました。確かにこの間、医療費の増嵩がなかなか歯どめがかからないということで、平成23年度の実績を見ても、実質収支については1億600万円ぐらいの一応黒字となっております。しかし、一般会計からルール外に2億9,500万円余りの繰り入れをしていました。しかし、それは結局、決算では1億5,000万円ということで、実質的には、実質単年度収支ということでいきますと1億3,000万円の赤字になっていると。この間ずっと、実質収支では一般会計からの繰り入れによって黒字にはしておりますけれども、ずっとルール外の繰り入れによってそうなっている

という状況にあるわけでありまして。医療費の増嵩については、これは特効薬というのはありませんので、本当に大変な状況だというふうに思います。

当初は、退職者医療制度が導入されて、これは国保会計にとっては本当に財政的には助かったという状況になってきているんですけども、現状は退職者医療の被保険者が全体の8.3%、ありがたいことに保険税そのものは、その割合は保険税総額の大体11%を超えるぐらいの貢献をさせていただいているわけです。加入者の割合からしたら多いのですが、ところが、ここに来て、定年退職をして加入してくる人が多くなるということもありますけれども、医療費の増嵩が大きくなって、保険給付費で9.3%を占める、高額療養費では13.4%を占めるということで、非常に当初の退職者の医療そのものが、これから国保にとって大きな給付費等の割合がふえてくるというふうに感じるわけでありまして。

そこで、お伺いしたいわけでありましてけれども、こういう事態を回避するために国が率先して広域化、いわゆる県に一本化をしていく、こういう方向がどんどん進めてられていっている。それは具体的に制度として保険財政共同安定化事業なんかで保険点数そのものを引き下げられて、今20万点でしたか、30万点でしたか。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。今まで30万円以上の医療費が対象になっておりましたのが20万円以上となりました。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 20万円に下げられた、これは広域化への地ならしというわけで、この20万円を10万円に下げ、5万円に下げていったら、財政共同安定化事業、この事業が広がって行って、必然的に給付費に占める割合が大きくなって広域化していくという、こういうことになるんです。これはいつもの話なんですけれども、葛城市の実際の1人当たりの医療費というのはご承知だというふうに思うわけでありましてけれども、26万9,812円、これは平成22年度です。このときに38位。平成23年度は、これははっきりした数字ではないかもわかりませんが、28万7,000円、これで奈良県内で37位ということで、住民1人当たりの医療費からすれば非常に低い水準をキープしている、こういう状況なんですね。こういう努力があるからこそ、また、合併時のサービスは高く負担は低く、そういう約束を本当にきちっと守っているからこそ、そういう低い医療費、あるいは一般会計からの繰り入れをしてきているという状況があるんですね。

だから、現状では本当に国保の財政は大変な状況になっているということですが、この広域化に対して保険者としてどのようにお考えになっているのか。また、市民のそういう医療費の増嵩に対して、健康に留意されて低く抑えられているという、そういう努力、開業医の先生の努力、そういうものをどう評価して、この広域化に対して態度をあらわしているのか、その点をお伺いしておきたいと思います。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいまの白石委員からの質問にお答えしたいと思います。

白石委員がおっしゃいましたとおり、葛城市の方では県下でかなり低い医療費になってお

ります。それはやはり過去からの健康づくりに力を入れていたということが、その数字に反映されていると思います。こういった努力がぜひとも広域化、一本化されるに当たって反映されるようにということで意見書を提出したり、会議の場で申し上げたりしているところです。将来の医療費というのは、今年も平成22年度決算から平成23年度にかけて7%伸びておりますように、これから伸びていくことが考えられます。その中で、やはりそういう保険料等の負担というのは上がっていくとは思いますが、その中でやはりそういう負担が急激なものになるというような場合であるとか、先ほど保険財政共同安定化事業のことを、国の法律が変わりまして、先ほど説明いただいたように平成27年度からゼロ円からが対象になる。全ての医療費に対して共同でやっていくというような方針が示されております。それによって拠出額がふえる場合、また一番住民の方の身近な保険税ということがございます。そういった負担ができるだけ急激なものになったときは緩和されるような形での経過措置であるとかいうことを今までも要望しておりますし、これからも要望していきたいと思っております。

以上です。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございます。この問題については、この間、葛城市として意見を述べてまいっております。今課長が説明されたような内容であります。一本化されれば、これは確実に葛城市の場合、市民の保険料、保険税がふえることが予想されるわけですね。こういう前提に立って意見を述べられている。しかし、先ほど述べたように、葛城市の場合、市民の皆さん、被保険者の皆さんの努力、保険者の努力によって医療費を低く抑え、保険料、かつ保険税を低く抑えてきた、そういう保険者としての努力、市民の努力によって今運営をされているわけです。そのような努力が何らかの形で反映されるように求めたい、こういう意見も出していただいています。いろいろ保険税の統一に向けて激変緩和を生ずる、そういう手だてを要望していただいている。さらに、もし、近い将来かもわかりませんが、県一本化になった場合は、後期高齢者医療制度のように、広域連合ではなく奈良県でということで、そういう要望もいただいているということでもあります。これはぜひこの立場を堅持をして、広域化の問題についてはしっかりと取り組んでいただきたい、このように思います。

私自身はこの間の保険者の努力というのは非常に評価しているんです。しかし、それがどういう形であられたかということ、1つは平成18年に保険税を17%引き上げました。平成18年ですから、合併して2年後なんですね。合併のときには、市民の皆さんに対してサービスは高く負担は低く、そういう約束で合併をしたんです。ところが、平成18年にどうしても国保財政が大変だという形で17%の保険税の値上げを提案せざるを得なかったという中で、これは3年間という期限が過ぎましたが、私はそんなのは関係なしと思っていますけど、やっぱり10億円を、サービスを高く負担は低くという約束をしたにもかかわらず、こういう保険税を値上げをせざるを得ない事態になったということで、保険者は10億円を一般会計から繰り入れて、市民の皆さんにご負担がかからないように頑張ります、こういうことで取り組んでいただいた。それが今継承されているということについては、本当にありがたい、こ

う思っています。

実際に、そこで聞きたい。平成19年度から、平成18年度はなかったと思うんです、平成19年度から一般会計から繰り入れたルール外のお金、それはこの平成23年度で幾らになるかお伺いをしたいと思います。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま白石委員の方から平成19年度からの法定外の繰入金の推移のお尋ねのことについて説明いたします。

平成19年度は1億4,329万4,000円です。平成20年度は2億1,566万6,000円です。平成21年度は繰り入れがゼロということになっております。平成22年度は昨年度の決算で1億7,000万円、そして平成23年度は1億5,000万円の繰り入れとなっております。そして、平成20年から平成23年の4年間の平均でいきますと、1億600万円の金額を4年間毎年平均して繰り入れしていただいているような状況になっております。

以上です。

白石委員 総額は何ぼですか。

中嶋保険課長 総額は、平成18年度からの総額でいきますと、6億351万992円になります。

以上です。

白石委員 ありがとうございます。約束の10億円までにはもう少しあるけれども、実際にあと2、3年もすれば、その約束の10億円もなくなるのと違うかというふうに心配をするわけであります。さらに保険者におかれましては、市民の医療費の増嵩に、それを減らすということでご協力いただいているということに対応していただきたい、このように思います。ありがとうございます。

それから……。

寺田委員長 一旦、他の人に聞きます。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 なければ、白石委員。簡単をお願いします。

白石委員 特定健診の件でお答えをいただきました。平成23年度22.4%、前年比で2.4%上昇している。しかし、今年、平成24年度に65%という、これは厚労省から示された目標であります。これを達成しなければ、後期高齢者医療に対する支援金の額10%を加算するというペナルティーが科せられる、こういうことがまだ法律で生きています。これは本当に法律が生きていくわけでありますから、実際に10%の加算をされるのかどうか。65%実際にこんなのを達成するなんて、全国何百人とかのまちでしたら達成できるかもわかりませんが、達成できるような数字ではないですね。この点をお伺いしたいのと……。

寺田委員長 白石委員、朝岡委員の先ほどの質問と同じだから、先ほど答えているから、それに対しての質問はちょっととめていただきたいと思います。

白石委員 はい。それに対して、保健指導については25.2%になっています。22.5%については、目標値40%に対して大きく下回った。これまではこの目標値を上回る取り組みをされてきたのですが、これはどのような理由でこのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

寺田委員長 その部分だけお願いします。水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。平成23年度目標値40%、保健指導ではございます、平成23年度の目標値が40%、実施率が25.2%でございます。過去、平成20年度から保健指導を行っております。保健指導というのは、6カ月間保健指導を行ってまいっております。しかしながら、その方が6カ月である程度指導により数値が下がったといたしましても、またそれによってみずから医者にかかっても保健指導を要しなくなったという方もございます。保健指導によってみずからこれから頑張るわという方がふえてまいっております。それによって保健指導にかかる方の受診実施率が余り上がらないという状況でございます。

以上でございます。

寺田委員長 それで終わりですか。

白石委員 一旦終わり。

寺田委員長 私、最初の会議のときに大体3回ぐらいでまとめてもらいたいということを言っておりますので、よろしくご協力のほどお願いします。

白石委員 だから、これについては3回。

寺田委員長 そういうことでまとめていただきたいという委員長の要望でございますので、協力、よろしく願いいたします。

白石委員。

白石委員 それでは、保険税の収納状況あるいは保険証の発行状況についてお伺いをしてまいりたいと思います。

保険税そのものは、資料にもあるように現年度分で92.16%になっております。前年度からすると、前年度は91.69%ですから、頑張って92%まで引き上げたということだと思われかけでありますけれども、実際には個人住民税や固定資産税と比較すると、これは5ポイントから6ポイントやっぱり低い、そういう収納率になっているわけであります。これらはどのような理由によるものかお伺いをしたい、このように思います。

それから、保険証の発行状況であります。平成24年度の発行状況については、発行済みの世帯が5,345世帯ある。そして、保険者で保管されている保険証が128世帯ある。そのうち、短期保険証が発行されている世帯については36世帯。これはいずれも3カ月の保険証であります。平成23年度からすると、21件少なくなっているということで、これは一定評価できるものでありますけれども、3カ月の保険証を実際に短期の保険証を持たれている方々の所得の状況はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

それと、先ほど言いました保険者で保管をされている保険証が128件ある。納付相談のために128件、居所不明、郵送しても返送されてくるもの33件あるわけですね。納付相談のためにまだとめおかれている保険証が、平成23年度から比較をすると、32件ふえているんです。これはどういう内容によるものか、この点についてもまずお伺いをしたい、このように思います。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま白石委員の方から短期証等のご質問のあったこと

についてお答えしたいと思います。

まず、この短期証に係る人の所得がどのような状況になっているかということにつきましては、所得階層の中でゼロから1,000万円以上という中での分析はしているのですが、その中のどこに分類されるかというところはちょっと分析をしておりません。先ほど平成23年度納付相談で96件から128件になっている、ふえているという状況についてお聞きだと思いますが、これについては短期証が3カ月ごとの更新ということになっております。それで、平成24年度の時点では128件が納付相談に来ていただくということで、通知を差し上げて、それを来られた方に交付するというような手順を踏んでおります。その後、3カ月ごとの更新ですので、9月時点で85件の方に短期証を保管をしているので相談に来てくださいという案内をしているところです。3カ月後と、その時点その時点で数値が変わります。といいますのは、納付相談に来られて、その短期証をお受け取りになる方もございますので、その数字が平成24年度は128件で、今9月時点では85件になっているということです。

以上です。

白石委員 更に詳しいご説明をいただきました。9月時点では納付相談のために保険者で保管されている128件のうち、その保険証の内容が、85件が短期保険証を持たれている方ということなのか。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。短期保険証の更新が3カ月ごとにありますので、その時点で納付相談に応じてくださいと。それによって短期保険証を交付しますということで通知をさせてもらっております。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 いずれも短期保険証が発行されている、あるいは保管されている、このケースというのは、いわゆる滞納があるからこういう措置がされているわけですね。これらの数字、ざっと言えば、128件と、短期保険証を先ほど36件と言いましたが、これを足した数字が滞納者の数字、滞納世帯の数字ということですよねですか。

寺田委員長 邨田課長。

邨田収納促進課長 収納促進課の邨田でございます。滞納者人数につきましては、平成23年度の部分で滞納となっております方が715名ということで把握しております。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 わかりました。滞納の要件というか、概念そのものがちょっと違うわけで、これは数字の違いというのは当然出てくるというふうに思います。いずれにしても、こういう保管されている保険証が128件ある。発行されている中で短期保険証の発行が36件あるということ、そして収納率が92%前半という非常に他の税目からしたら低い状況になっているということは、これはここで改めて言うことではないですけども、やはり収入がなくても、均等割、平等割あるいは資産割がかかってくるという、そういう税体系になっているということでありませう。それが1つ。

さらに、今、課長が所得階層と、こう言いました。その所得階層の状況を見ますと、

5,780世帯の所得階層の状況で、所得200万円以下の世帯が4,532世帯。加入世帯の78.4%を占めている。その内訳は、所得100万円以下の世帯が3,158世帯、54.63%。さらに所得ゼロの世帯が1,727世帯で29.88%、実に所得ゼロの世帯が30%近く占めているということであります。

そういう本当に国保の加入者の特徴があらわれている。昔は商売をされていたとか、農業者であったとか、そういう人が多かったのですが、今はもう年金者を含めて無職者が多くなってきている。さらに、今日の不況を受けて、中小零細企業の労働者がリストラに遭って国保に加入をしてくる、そういう形で一層この傾向が高くなっているということであります。

その点で、先ほど来言いましたけれども、ここで葛城市の保険者が本当にしっかりと踏ん張ってもらわないと、こういう短期保険証の発行とか、あるいは保険者でとめおかれる保険証がどんどんふえてくるということになるということをおし述べて、この点については終わっておきたい、このように思います。

寺田委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

白石委員 それじゃ、あと一件だけ。

寺田委員長 それでは、あと一件だけ簡単をお願いします。

白石委員 なかなか難しいですね。

寺田委員長 難しいけど、お願いします。

白石委員 今保険税の実態、あるいは加入者の実態を申しました。そして、やはり滞納世帯がふえて、今年も1,000万円を超える不納欠損処分をしています。滞納というか、毎年6,000万円を超える収入未済額がある。そのうち5,000万円を超える金額が滞納としてどんどんたまってくる。収納促進課が幾ら頑張っても滞納がどんどん膨れ上がってきているような実態なんですね。そこで私は、いつも税法に基づいて、あるいは葛城市の税条例に基づいて、やはり減免制度の充実をすべきではないか、きちっと減免制度をして、所得の基準をきちっと定めてやれば、当然これは収入未済額あるいは滞納としてカウントされないわけですから、当然滞納徴収の事務そのものが軽減されるということになるし、実際に保険証が持てない、あるいは短期保険証でいつも不安な気持ちでいる、そういう人たちが救われるわけであります。

そこで、お伺いしておきたい、このように思います。税条例の減免の規定の中に葛城市国民健康保険税取扱基準というものが具体的に定められております。それが減免の範囲の第2条第3号において、当該年度中の所得が皆無となったため生活が著しく困難になった者、これは当然なんですが、その次に、またはこれに準ずると認める者、この規定が書かれています。ところが、これに準ずると認める者の減免の範囲あるいは減免の額、そういうことが取扱基準の中に定められていない。空白になっている部分があるんですね。所得が皆無になった者というのは、これは当然減免の対象になるというふうに思うのですが、これに準ずる者という規定をきちっと定めて、軽減の率、あるいは免除する、そういう規定をきちっとすべきではないのか。せっかく減免規定があるにもかかわらず、その取扱基準で明記されていない。この点はこの間3回ほど指摘をし、改善を求めてまいりましたが、この間どのように

取り組まれてきたか、この点を最後にお伺いをしておきたい、このように思います。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいまの白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

減免の取扱基準の3号の中に、当該年において所得が皆無となったために生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者という規定がございます。その基準について一部示したものが、その中でこれに該当する者として定めている部分があります。その見直しはまだ現在できていない状況ですが、その今現在定められている中身といいますのは、長期疾病、けが、倒産、解雇等自己の意思によらず勤務先を退職したことにより、または営業できなくなったことにより所得が皆無となったために生活が著しく困難となった者という場合に申請を受けて減免するというような設け方をしております。

そうしたら、これに準ずると認められる者ということについて細かく規定していないということをおっしゃっていると思うのですが、現在の運営では、今申しました内容のことがあったときに、例えば病気で収入が皆無となったこととかいう事例があったときには、そういう申請に基づいて減免するという対応をしております。

ただ、確かにそういう生活困窮の方についての減免制度というのは、必要なことと考えておりますが、いろいろ慎重に対応しなくてはならないと思っておりますが、現在のところ、先ほど申しました内容に該当する場合に、減免の対応をしているということでございます。

以上です。

寺田委員長 わかりました。白石委員、もうそのぐらいで終わってください。

白石委員 ちょっと待って、もう1回。

ということは、この間、これらについては、原課においてどのような取扱いをしていくかということについて、全く議論をしてこなかったわけですか。所得が皆無となったために著しく困難となった者というのは、これはもうちゃんと書いてあるんですよ。しかし、これについても軽減または免除の割合そのものが書かれていないというのが1つあるんですね。それと、先ほど言っているように、またはこれに準ずると認められる者については、全く規定がないわけで、これは減免条例があって、それを具体的に取り扱うための取扱基準がありながら整備されていないというのは、これは私は保険者としての瑕疵があるというふうに思います。これはきちっと特別の事由がある者とか、生活が著しく困難な、これに準ずると認める者、こういう規定をやはり明確にしていく必要があるということを述べて、私の質疑を終わっておきたい、このように思います。

寺田委員長 それでは、質疑を終結いたしたいと思えます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 平成23年度国民健康保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を行います。葛城市国民健康保険事業は、サービスは高く負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大規模な保険税の引き上げが実施されたと

ころであります。保険税の大幅な引き上げは、長引く不況に苦しんでいる所得の低い加入者の生活を大きく直撃をし、なかなか病院に行きにくい、そういう状況を広げているわけであります。

国保に加入している5,780世帯の所得の状況は、所得200万円以下が4,532世帯、加入者の78.4%、さらに所得100万円以下の世帯が3,158世帯、54.63%、所得ゼロの世帯が1,727世帯、29.88%、こういう状況であります。国保は所得のない人、所得の低い人が多く加入している保険であります。ところが、保険税は、収入はなくても均等割や平等割、資産割が課税され、その上、所得割は基礎控除だけというただし書き方式で課税されるなど、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっています。

国保税の収納率は現年分で92.16%と個人市民税の98.45%、これを6.29ポイントも下回っています。収入未済額は6,093万円にもなっています。払いたくても払えない、こういう状況にあります。国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は36世帯、納付相談中が128世帯、居所不明33世帯など、市役所で保管されている保険証は161世帯にもなっています。重い税負担に耐えられず滞納も余儀なくされている所得の低い加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめて正規の保険証を発行すべきであります。保管されている保険証を加入者に届ける手だてを早急にとるべきであります。

この間、所得の低い世帯に対する均等割や平等割の7割、5割、2割の法定減免の適用の拡大、平成18年度から平成21年度の4年間で、国保税の消滅時効や滞納処分等の執行停止等による不納欠損処分を1億4,000万円を超える額で実施をしてまいりました。平成23年度も1,362万円の不納欠損処分を行っています。このことによって4億円を超えていた滞納繰越額を2億1,688万円まで減らしたわけであります。しかし、現年分の収納率が低迷をする中で、6,000万円を超える滞納が、収入未済額が新たにふえてまいりますので、根本的な解決にはならない状況であります。厳しい地域経済、まともな仕事につけない雇用環境の中で、払いたくても払えない低所得の世帯に対する減免制度を整備し、払える国保税に改善して、滞納をもとから抑えることが肝要だと考えます。

国民健康保険税条例第23条、国民健康保険税の免除の規定では、市長は各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、または免除することができるとしています。この条項の具体的な適用基準を定めた葛城市国民健康保険税取扱基準を見直して拡充する必要があります。この基準には、条例第23条第2号の当該年度中の所得が皆無となった者またはこれに準ずると認める者の規定を受けて、取扱基準では減免の範囲、第2条第3号において、当該年度中の所得が皆無となったため生活が著しく困難になった者またはこれに準ずるものと認める者と明記をしています。

ところが、取扱基準の減免の割合、第3条第3号の減免する必要があると認められる者の規定には、軽減または免除の場合の欄が空欄になっています。所得割を軽減しているということではありますが、均等割も対象にして明記をすべきであります。

さらに問題は、所得が皆無となった者に準ずると認められる者の取扱基準が全く欠落していることでもあります。所得が皆無となった者の減免は当然のこととして、今日の厳しい雇用

環境の中で長期に仕事につけない人、母子家庭や低年金の高齢者など、これに準ずる低所得者に対する適用こそ、今最も求められていると思います。生活保護等を基準にした収入基準を設定して、適用の拡大を図るべきであります。

平成23年度当初予算では、一般会計から2億9,540万円の法定外の繰り入れをしていましたが、本決算においては1億5,000万円に減額をされ、1億4,540万円は一般会計に引き上げられました。平成18年度の国保税引き上げの議論の中で、今後3年間で一般会計から10億円を繰り入れをする。その約束に照らせば繰入金は収入不足の単なる財源としてではなく、減額や不要となった場合は、その全額を国保会計に繰り入れ、所要の額を財政調整基金に積み立て、国保財政の運営や減免制度の改善に活用すべきであります。

葛城市の平成23年度の被保険者1人当たりの医療費は28万7,000円、県下で37番目。平成21年度は25万8,468円で、県下で一番低い水準でありました。市民、被保険者の健康への高い関心、健康推進委員を初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって国保財政が支えられていると考えます。

ところが、市町村国保は、市民、保険者の努力にもかかわらず厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その最大の原因は、昭和59年に国保事業に対する国の負担を総医療費の45%から38.5%に大幅に減額したことが最大の原因であります。国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担や広域化に求めるものではなく、国にこそ削減された国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、だれもが安心して医療にかかれる社会保障制度としての再構築を目指すべきであります。

一般会計からの繰り入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し、短期保険証の発行を抑えるなど評価できるものでありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

討論を終わります。

寺田委員長 ほかにございませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 それでは、上程いただいております認第2号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険制度体制の中核として重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の維持、増進に大きく貢献をしていました。しかし、少子高齢化や医療の高度化による医療費の増加、弱年者の減少、非正規雇用の増加により収入の低下など構造的な問題を抱え、国においてさまざまな制度改革が行われてきましたが、いまだ厳しい運営状況が続いています。

その中で、平成23年度決算収支においては、歳入において、年々保険税収入が減少する中で、本年度は1.0%の増加となっておりますが、歳出の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等医療費関係の経費が増加し、一般会計から1億5,000万円の法定外繰入金の財源補てんを受け、1億600万円余りの黒字の決算となっております。

このような状況の中で、被保険者の健康の保持・増進を図るため、積極的に保険事業を推進され、生活習慣病予防のための平成20年4月より義務化された特定健康診査、特定保健指導の受診率、前年度平成22年度に比べて2.6ポイント向上するとともに、継続的な取り組みにより被保険者の健康への意識啓発がなされ、その結果として1人当たりの医療費においては、若干の伸びはあるものの県下市町村の中で2番目に低い数値を保つという成果となっており、あらわれておると考えております。

また、保険税の収納率は、前年度決算と比較して、現年度分全体で0.5%の増となっております。1人当たりの保険料は県下12市中4番目に低い保険料で推移をしており、国民健康保険事業の適正な実施に努められたことによる国または県の特別財政調整交付金も前年度と同様多くの金額の交付を受けており、国民健康保険事業の円滑な運営が行われた決算であると高く評価するものであります。

国民健康保険は被保険者である住民の皆様にとって必要不可欠な制度であります。必要なときに必要な医療を安心して受けることができる安定的で持続可能な制度運営を図られるよう、今後とも引き続き医療費の適正化による歳出の抑制を図るとともに、保険税の収納率の向上、適正な減免制度を活用した歳入確保に努められ、より一層経営努力を重ねられることを申し添えて、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

寺田委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君のご起立を願います。

(起立多数)

寺田委員長 起立多数であります。

よって、認第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時20分

寺田委員長 休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

次に、認第9号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしくお願いたします。

認第9号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算についてご説明いたします。

決算書の255ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額

2億7,205万5,000円、歳出総額2億7,143万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支額、同額の

62万1,000円でございます。

続きまして、事項別明細書の歳出の方からご説明いたします。263ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費429万5,674円でございます。2 項徴収費、1 目徴収費59万1,838円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金2億6,632万3,680円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金22万2,900円。

1 枚めくっていただきまして264ページ。歳出合計、予算現額2億7,582万3,000円、支出済額2億7,143万4,092円、不用額438万8,908円。

続きまして歳入でございます。260ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料1億3,072万1,500円、2 目普通徴収保険料6,164万5,100円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目督促手数料1万5,200円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金7,909万192円。

261ページでございます。4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金35万9,700円。

5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金22万2,900円。

1 枚めくっていただきまして、262ページ。歳入合計、予算現額2億7,582万3,000円、調定額2億7,466万2,992円、収入済額2億7,205万4,592円、収入未済額260万8,400円。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

寺田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 それでは、ただいま説明いただきました後期高齢者医療保険特別会計の質疑をさせていただきます。

本決算につきましては、62万1,000円の黒字収支ということで報告をいただいているところでございます。まず、この成果報告書では、94ページに本決算における歳入歳出、また被保険者数、保険料等々について掲載をいただいておりますけれども、まずその被保険者数の推移について、この94ページの表で申しますと、本決算年度でいきますと、3,817人の被保険者数であったということですが、前年度に比べてどの程度の増減があるのかということをお示しをいただきたいと思っております。

また、あわせて1人当たりの保険料はどの程度になっているのか、これは260ページの歳入、保険料のところに出ております数字でございますけれども、1人当たりの保険料もお示しをいただきたいと思っております。

それと、この制度は平成20年4月から創設された制度で、国のさまざま制度改正の中で、いわゆる軽減措置が施されていると思っておりますが、軽減措置の現状をあわせてご答弁をお願いしたい、このように思います。

以上でございます。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいまの朝岡委員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、被保険者数の推移なんですけれども、今年度成果指標の中で、男1,469人、女2,348人、合計で3,817人になっております。昨年が男の方が1,432人、女2,282人、合計3,714人です。男で37人、女で66人、全体で103人がふえております。

それと、1人当たりの保険料ですが、平成22年度の決算の保険料を被保険者数で割りますと、平成22年度は5万392円になります。平成23年度は5万483円となっております。

そして、保険料の軽減措置の関係なんですけれども、均等割の軽減基準として、所得、収入によりまして4種類がございます。1つは、基礎控除額が33万円以下の世帯のうち、同じ世帯の被保険者全員の所得がない世帯の場合に9割であるとか、その所得に応じて8.5割、そして5割、2割軽減という均等割額に対する軽減基準がございます。

もう一つは、所得割額の軽減基準としまして、所得割額を負担する方のうち、所得割額算定に係る所得が58万円以下の方は所得割が5割軽減されるということになっております。こういった軽減措置が継続して行われております。

以上です。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 今課長の方からご答弁をいただきました。平成22年度に比べて103名、平成23年度決算では被保険者数はふえているということの現状のご報告がありまして、保険料につきましては、おっしゃっていたのは約5万483円ですかね、の1人当たりの保険料であると。これは先ほど来申し上げましたように、創設以来さまざまな国の制度改正によって、所得割並びに均等割等で所得の基礎収入額によって最高9割の軽減ということが措置されているということで、これは社会保険から移行された、本来現役世代で同一世帯でおられる方については、被保険者として現役世代の保険料に算入といいますか、されていたのが、この制度によって分類されたということで、そういった方にも当初そういった意味での軽減措置があったと思いますが、それを改めてお示しをいただきたいと思います。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。先ほど1点説明が漏れました。済みません。今、朝岡委員におっしゃっていただいた被用者保険の被扶養者だった方の軽減としまして、制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方につきましては、所得割がかからず、均等割額が9割軽減されることになっております。

以上です。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 この制度が、先ほどの国民健康保険、国民皆保険制度と同じく、やはり高齢者の方々に対して持続可能な医療を受けていただくために創設された制度であります。その中で、今均等割、所得割、また本来であれば被扶養者である社会保険加入者の方にもそういった軽減措置をとられて、今はちょっとなかなかこれは判断基準は難しいと思いますけれども、創設された

当初は旧老人保健制度に加入されていた方がこの制度に移行することによって年間の保険料が下がった、こういういわゆる保険料の軽減がなされたということで、この制度の今後も安定した運営に努めていただきたい、このように思っているところです。ありがとうございました。

寺田委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続き、後期高齢者医療保険の特別会計決算の認定について若干の質疑を行っておきたい、このように思います。

もう既に皆さんご承知のように今年は保険料が2年ごとに改定される年になりまして、平成24年度の予算において、所得割が7.7%から0.4%引き上げられて8.1%になりました。均等割額は3,400円引き上げられて4万4,200円ということで、平均の年間保険料は6万9,961円に値上がりをしているわけであります。

後期高齢者医療制度は本当に老人保健制度から平成20年から後期高齢者医療制度に導入されてきて、平成20、21、22、23と4年目になるのですが、2年ごとに料金が上がる、そういうシステムの中で運営をされてきたわけであります。後期高齢者医療制度の年寄りの負担という点からお伺いをしてまいりたい、このように思います。

保険料の徴収率については、資料を見させていただきますと、98.35%、これは普通徴収ですよ、介護保険料の普通徴収の85.3%からすれば格段に高いんですね。だから、75歳以上の高齢者、お年寄りのこの税に対する関心が高く、驚くばかりでありますけれども、普通徴収されている被保険者の数がどの程度なのか、被保険者全体のどの程度の割合を占めているかお伺いをしたいと思います。

基本的には、特別徴収というのは100%収納ということになりますので滞納はありませんけれども、普通徴収される月額1万5,000円以下でしたかの年金収入のある方は、これは保険者が直接徴収するということでもありますから、このところはやっぱり98.35%といえどもやはり滞納者が出てきていると思いますが、どの程度の滞納者の数があるのかお伺いをおきたいと思えます。

さらに、被保険者証の発行状況についてお伺いをおきたい、このように思います。

寺田委員長 3点ですね。

中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず普通徴収の割合のことなんですけど、成果資料の中で示しておりますが、昨年まで人数で示しておりましたが、ことは件数であらわしております。そして、その中で、全体の調定件数は、特別徴収を合わせまして2万3,925件になっております。そのうち、特別徴収が1万7,586件です。そして、普通徴収が6,339件になります。割合でいいますと、特別徴収が73.5%、普通徴収が26.5%になっております。

それと、滞納されている方の人数のことなんですけれども、決算時点での数値では把握しておりませんが、その後の状況を見まして、平成24年7月31日現在で63人の未納の方が残っ

ているということです。

白石委員 7月ですか。

中嶋保険課長 7月31日現在で、63人です。金額が7月31日現在で、その後収納していただいた方を除きまして221万5,400円になっております。

そして、短期証のことなんですけれども、広域連合の方で6カ月を基本として短期証を発行しております。それで、その短期証の人数は19人ということになっております。短期証の有効期限は平成25年1月31日となっております。

以上です。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございます。若干成果表での統計のやり方がちょっと変わりましたので、平成22年度との比較はなかなか難しいわけでありましてけれども、保険税の徴収そのものは、保険料ですね、保険料の徴収そのものは、普通徴収で98.35%で前年よりも0.35%マイナスになっているのでしょうか。滞納者の数については、前年度よりも5人ぐらい減っているということになるのでしょうか。さらに、短期保険証の発行については19人ということで、平成21年度の7件からしたら、やはり大きくふえてきている、こういう状況であります。

それで、お年寄りというのは、とりわけ後期高齢者、75歳以上のお年寄りというのは、まさに保険証が命の綱ということでありましてけれども、短期保険証を発行されている19件の方、この方はどのように納付相談等を行われておられるのか、その点を確認しておきたいと思えます。

以上です。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま短期証の方についての納付相談のことの質問にお答えします。

短期証の更新のときには、納付相談のことについてのお知らせをしております。それとともに、やはり滞納、未納の方につきましては、随時連絡をとってお話をさせてもらうことになっております。そうたびたび行くことはできないのなんですけれども、その方から直接保険料を納めるので取りにきてくださいという連絡を受ける場合もありますし、年に何度かそういう方と連絡をとりまして、訪問して話を聞かせてもらって納付に協力いただいている状況でございます。

以上です。

白石委員 納付相談に懇切丁寧に対応していただいていると、こういうふう思うんですけども、普通徴収の方というのは、さっきも言いましたけれども、年金の月額が1万5,000円以下、年額で18万円以下です。先ほど朝岡委員の質疑の中の減免の問題で出ておりましたけども、33万円以下の場合、均等割については9割、8.5割、5割、2割、こういう形で減免をしているにしても、やはり均等割という形で、そういう月額1万5,000円以下の方から保険料を徴収するということになっているわけで、こういう人たちは本当に、何としても保険証だけはやっぱり手放したら大変だということで98.35%、介護保険は85.3%なんです。これか

らしたら本当に、そういう年金の少ない人が必死になって保険料を払っていただいているということがよくわかるわけで、もちろん資格証なんて発行してないわけですけども、やはり短期保険証が切れるということのないように、短期保険証でも引き続きちゃんと医療にかかれるという、そういう状況をつくっていただける、そういう相談、フォローをしていただきたいということを述べておきたいと思います。

以上です。

寺田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようでございますので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第9号の平成23年度後期高齢者医療保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱会させられて、強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すこんなやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法のもとでの平等に反するものであります。

さらに、保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

今年2年ごとの保険料の改定の年に当たり、平成24年度予算において所得割が7.7%から8.1%に、均等割は4万800円から4万4,200円となりました。値上げの幅は5,752円、9%の大幅な負担増となりました。平均年間保険料は6万9,961円になったのであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると、悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。この資格証交付制度は直ちに廃止をすべきであります。収入が1万5,000円未満の普通徴収件数6,339件でしたでしょうか。保険料の徴収率は98.35%と前年度より0.35%マイナスになっています。滞納繰越し分、収入未済額を合わせた滞納額は260万円になっております。6カ月の短期保険証の発行は、平成21年度末の7件から平成24年7月31日の時点で19件、大幅に増加をしています。払いたくても払えない状況であります。短期保険証の発行はやめるべきであります。

後期高齢者医療制度のねらいは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることにあります。そしてまた、医療費を抑えることが

目的であります。このような医療制度は中止、撤回しかありません。

以上討論を終わります。

寺田委員長 ほかに討論はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 認第9号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、この制度が創設されて4年目の決算となり、これまで保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、この制度の定着を目的としたさまざまな改革、改善が行われてきたところです。

本決算につきましては、歳入面では、現年度分の保険料の収納率が98.35%と前年度と同様に高い率で推移し、一方、歳出面では、一般会計において支出する後期高齢者医療・療養給付費等負担金は前年度と比較して9.2%の増、また、本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金等の広域連合納付金は2.74%の増と、年々高い率で推移している状況であります。

広域連合におきましては、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組むこととされており、この後期高齢者医療制度に基づき、保険料軽減に係る県の負担金や一般会計からの繰入金等を財源として、広域連合と連携を密にしながら健全な財政運営を円滑に行われている決算であると評価するものです。

現在、国におきましては、新たな高齢者医療制度の検討が進められています。高齢化社会が進む今後において、高齢者医療の安定した運営が求められています。この制度は高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼のできる制度となるよう国の動向をしっかりと見つめるとともに、県並びに広域連合との情報の共有化を図り、より一層安心な医療制度の構築に向け努力されることを望み、賛成討論といたします。

寺田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、認第9号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

寺田委員長 起立多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認第7号 平成23年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

生野市民生活部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。認第7号 平成23年度葛城市霊苑事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の233ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3,915万7,000円、歳出総額3,578万1,000円、歳入歳出差引額、実質収支額、同額の337万6,000円でございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。240ページをお願いいたします。

1 款霊苑事業費、1 項霊苑事業費、1 目霊苑事業費242万4,828円。

2 款諸支出金、1 項基金費、1 目霊苑整備基金費3,335万5,814円。

歳出合計、予算現額でございます、4,046万円、支出済額3,578万642円、不用額467万9,358円。

続きまして241ページ、財産に関する調書でございます。

まず公有財産といたしまして、土地及び建物、土地、霊苑用地でございます。前年度末現在高1万7,173平方メートル、決算中の増減はございません。よって、決算年度末現在高1万7,173平方メートルでございます。

2 番目の基金でございます。霊苑整備基金、現金で前年度末現在高2億215万4,000円、決算年度中増減高3,235万4,000円の増でございます。決算年度末現在高2億3,450万8,000円でございます。

続きまして歳入でございます。238ページをお願いいたします。

1 款使用料及び手数料、1 項管理料、1 目霊苑管理料849万2,400円、2 項手数料、1 目霊苑手数料6,800円、3 項使用料、1 目霊苑使用料2,124万円。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金54万5,814円。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目霊苑整備基金繰入金100万2,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金786万9,810円。

歳入合計でございます。予算現額4,046万円、調定額3,969万5,474円、収入済額3,915万6,824円、収入未済額53万8,650円でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

寺田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 昨年一般質問でお願いしましたバスの運行ですけど、今年お盆に初めて実施していただいたわけですが、その結果について、まずご報告願いたいと思います。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしくをお願いいたします。

霊苑巡回バスの運営につきましてですけども、お盆の8月13日から15日の3日間を実施いたしました。運行ルートは、當麻庁舎、フルールコミュニティセンター東側、近鉄新庄駅、北花内バス停、葛城市霊苑を第1ルート、歴史博物館、林堂日立団地北、葛城バス停を第2ルートとして、午前・午後の運行でございました。バス運行に先立ちまして、墓地使用者全員に個別通知を行い周知の徹底を図った次第でございます。

運行の結果、8月13日は2名、8月14日は3名、8月15日は5名の合計10人の乗車数でござ

ざいました。

以上でございます。

寺田委員長 吉村委員。

吉村委員 これは実施していただいたんですけど、これを実施していただくに当たっては、お礼の電話とかいろいろ入ったんですけども、ただ、お盆のときは、残念ながら家族が帰ってくるので利用できませんという声もかなりあったんですね。できたら、本当に月に1回というところをしてほしいという話なんですけれども、これは提案なんですけれども、今、公共バス、土曜日運行が休みですよ。その土曜日の第1土曜日か、または最終土曜日か、月1回を霊苑にというふうにしていただけたら一番いいかなというふうに思うんですけども、とりあえずお盆からということでしたけれども、お盆とかお彼岸、特にお盆なんかは家族が帰ってきて、一緒にお参りするから、バスはできたら、先ほど言いましたように月に1回という話でお願いしたいということがありますので、それは市長に要望しておきたいと思います。

寺田委員長 市長。

山下市長 残念ながらこういう結果になってしまいまして、一応今回このような形で回させていただいて、効果が、まあ10人なり使っていただいたということは、それなりにというふうに思っておりますけれども、また今後の運営方法につきましてはいろいろと検討して考えていきたいと思っています。

寺田委員長 吉村委員。

吉村委員 それからもう1点、同時に希望していました一方通行の工事ですけれども、それもいつごろでき上がるのかという問い合わせもたくさんありますので、工事の開始日程がわかっていましたらお願いします。

寺田委員長 大谷課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。周回道路でございますが、周回道路に関しましては、6月27日に設計の委託契約を締結して、現在設計中でございます。現場付近、古墳等もございまして、協議もございまして、今後は設計業者を督促いたしまして、工事も本年度中には竣工したいと考えております。

以上でございます。

寺田委員長 ほかにございせんか。

西井委員。

西井委員 吉村委員の関連として、運行バス、今年のアンケート結果をちょっと教えてもらいたいと。

寺田委員長 大谷課長。

大谷環境課長 ただいまちょっとアンケート結果を持ち合わせておりませんが、利用したい、及び利用するかもしれないというのが166件中半数を占めておったと記憶しております。

以上でございます。

寺田委員長 西井委員。

西井委員 どのようにアンケートをとられたのか、160名ほど利用したいというて、利用が10人とか、何かアンケート自身を余りにも慎重に信用されたような感じに思うと、私、今までから言っ

ているように、やはり運行というのも確かにあれやけど、サービスというのはやりかけたらなかなか費用対効果も含めて検討していかなければならないという問題からいったら、もっと慎重に運行すべきだったのではないか。たった10名しか使われなかったというのは、これは余りにも不細工ではないかな。そういうことだけ申し述べさせてもらっておきます。

寺田委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 240ページなんですけれども、償還金利子及び割引料ということで墓地の返還ということで、今年も4区画返還になっておるわけですけども、毎年返還があるわけですけども、理由としては転出したとか、いろんな理由があると思いますけども、実際の理由はどういう理由でこれは返還されているのかということをお聞きしたい。

寺田委員長 課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。返還理由でございますが、さまざまございます。例えば初期のころに買われた方は新宅のために買っている。帰ってこなくなったので買わなかったというような理由もございますし、また、転出のために他所で墓地を求められた方もございます。そのケースさまざまございまして、今私が思いつきましたのは、この2点ぐらい、毎年何区画かは出てきます。

以上でございます。

寺田委員長 岡本委員。

岡本委員 結局、古いやつが多いということか、新しい分でなしに。

寺田委員長 大谷課長。

大谷環境課長 古い方も多いですが、新しいのも、買って間もなくよそでもっと便利のいいところということもありますので、それを求められるという形もございます。

岡本委員 古いやつもあれですけど、新しい墓地を購入されて返還ということになりますと、その募集のときにちょっと慎重にやらないと、また今も現住所、市内ということになっていると思うわけけれども、そこらをよく検討してもらったらなと思いますけれども、古い分はいろいろあると思いますけど、せっかく買うて返すというのもどうかなと思いますので、その辺はよろしく願いたいと思います。

寺田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第7号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田委員長 異議なしと認めます。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時30分

寺田委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

次に、認第3号 平成23年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部長の吉川でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいま議案となりました認第3号 平成23年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

最初に、決算書の167ページをお開き願ひます。実質収支に関する調書でございます。保険事業勘定では、歳入総額は18億9,468万8,000円でございます。歳出総額は18億7,928万2,000円でございます。よって、歳入歳出差引額は1,540万6,000円となったわけでございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがいまして、実質収支額は同額の1,540万6,000円でございます。

続きまして173ページをお願ひ申し上げます。

介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は2,033万2,000円でございます。歳出総額は2,033万2,000円となり、したがいまして、歳入歳出差引額はございません。翌年度へ繰り越すべき財源もございません。

それでは、歳入歳出の事項別明細書によりまして保険事業勘定の歳出からご説明させていただきます。183ページをお開き願ひます。

保険事業勘定の歳出でございます。1款1項1目の一般管理費では、292万4,451円の支出でございます。主なものといたしまして、ソフト保守点検委託料で209万2,356円でございます。2目の連合会負担金、負担金補助及び交付金で国保連合会負担金の74万9,836円の支出でございます。3目の計画策定委員会費では、報償費で31万2,000円、計画策定委託料で196万3,500円の支出でございます。

次に、2項1目賦課徴収費では、主なものといたしまして役務費の57万9,881円でございます。3項介護認定審査会でございます。次のページに移りまして184ページでございます。1目の介護認定審査会費でございます。主なものといたしまして介護認定審査会特別会計繰出金で719万7,105円でございます。次に、2目の認定調査等費でございます。1,241万1,084円の支出でございます。主なものといたしまして、役務費の意見書作成手数料で768万750円、委託料で要介護認定調査委託料の22万6,485円でございます。

次の2款1項1目の介護サービス等諸費につきましては、合わせて15億1,238万8,731円の支出でございます。負担金補助及び交付金の主なものといたしまして、居宅介護サービス給

付費で6億6,310万9,517円。施設介護サービス給付費で7億86万1,498円でございます。そして次のページ、居宅介護サービス計画給付費で7,743万807円でございます。

次の介護予防サービス等諸費でございますが、1億4,014万8,478円の支出でございます。負担金補助及び交付金の主なものといたしまして、介護予防サービス給付費1億1,685万6,434円、介護予防住宅改修費689万732円、介護予防サービス計画給付費で1,468万7,600円となっております。

2項その他諸費、1目の審査支払手数料では、審査支払手数料の295万1,460円でございます。3項1目の高額介護サービス等費では3,520万788円の支出でございます。負担金補助及び交付金の主なものといたしまして、高額介護サービス費の3,111万6,937円でございます。

続きまして、4項1目の特定入所者介護サービス等費では7,773万9,800円の支出でございます。負担金補助及び交付金の主なものといたしまして、特定入所者介護サービス費の7,770万7,830円でございます。

次のページに移りまして186ページでございます。3款地域支援事業費の1項1目の介護予防二次予防事業費でございます。953万2,563円の支出でございます。主なものといたしまして、臨時雇用賃金の141万円、委託料では二次予防事業の対象者運動指導教室委託料などで、合わせて764万9,938円でございます。2目の介護予防一次予防事業費でございます。338万7,713円の支出で、主なものといたしまして、いきいきヘルス事業委託料で202万3,033円、総額委託料で314万2,163円となっております。

次のページでございます。2項1目介護予防ケアマネジメント支援事業費におきましては、人件費で729万5,819円の支出でございます。2目の総合相談・権利擁護事業費におきましては、主なものとして賃金の254万4,300円となっております。3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費におきましては、職員の人件費で713万1,566円でございます。

次のページをめくっていただきまして188ページでございます。4目任意事業費におきましては、主なものといたしまして委託料で食の自立支援・栄養改善事業委託料の486万5,100円、扶助費では家族介護用品支給事業の611万6,580円など、合わせて721万8,580円でございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金におきましては、1,768万3,865円の支出でございます。

5款公債費、次のページでございます、1目利子につきましてはございません。

続きまして、6款1項1目の第1号被保険者保険還付金でございます。過誤納金還付金で11万5,900円でございます。2目の償還金につきましては、償還利子及び割引料で2,417万930円の支出でございます。3目の第1号被保険者保険料還付加算金は支出はございません。

7款1項1目の予備費についてもございません。

以上、予算総額19億1,972万5,000円に対しまして、支出済総額は18億7,928万2,641円でございます。

それでは、保険事業勘定の歳入に移らせていただきます。戻っていただきまして178ページをお願い申し上げます。

保険事業勘定の歳入でございます。1款1項1目の第1号被保険者保険料でございます。3億7,963万7,300円の収入でございます。その内訳といたしまして、現年度分の特別徴収保険料でございます。3億4,511万9,300円でございます。現年度分の普通徴収保険料では3,238万2,000円でございます。滞納繰越分保険料といたしましては213万6,000円でございます。

次に、2款1項1目の督促手数料でございます。保険料督促手数料でございます。3万2,700円でございます。

3款1項1目の介護給付費負担金におきましては、現年度分で3億1,778万4,000円でございます。2項1目の調整交付金でございます。現年度分で6,532万5,000円でございます。次のページでございます。2目地域支援事業交付金（介護予防事業）でございますが、現年度分で436万7,250円の収入となっております。3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございます。現年度分で1,386万8,400円の収入でございます。

4款1項1目の介護給付費交付金でございます。5億2,648万8,000円の収入でございます。2目の地域支援事業交付金でございます。現年度分で445万4,000円でございます。

次の5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、現年度分で2億6,514万円でございます。次をめくっていただきまして180ページでございます。2項1目の地域支援事業交付金（介護予防事業）でございます。現年度分で218万3,625円でございます。2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、現年度分で693万4,200円の収入となっております。

次の6款1項1目の利子及び配当金につきましては、56万5,196円でございます。

7款1項1目の介護給付費繰入金につきましては、現年度分で2億2,056万808円となっております。次のページでございます。2目の地域支援事業繰入金（介護予防事業費）では、現年度分で161万5,034円。3目の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）では、現年度分で585万7,352円。4目のその他一般会計繰入金でございます。事務費繰入金といたしまして2,662万4,945円でございます。2項1目の介護給付費準備基金繰入金では800万円でございます。

次の8款1項1目繰越金は、前年度繰越金で4,128万9,599円でございます。

9款1項1目の第1号被保険者延滞金はございません。次のページの182ページでございます。2目過料、2項1目預金利子につきましては、いずれも収入はございませんでした。3項1目第三者納付金でございますが、396万801円の納付でございます。2目返納金、3目雑入、いずれについても収入はございません。

以上、収入予算現額19億1,972万5,000円に対しまして、収入総額は18億9,468万8,210円となったものでございます。

次に、財産に関する調書につきましてご説明申し上げます。190ページをお願い申し上げます。財産に関する調書でございます。基金の介護給付費準備基金でございます。前年度末の現在高は1億4,829万6,000円でございます。年度中増減高968万4,000円を加えまして、年度末現在高が1億5,798万円となったものでございます。

次に、介護サービス事業勘定について説明させていただきます。193ページをお願い申し上げます。歳出でございます。1款1項1目の一般管理費でございます。職員1名の人件費とそれに伴うものとしたしまして、委託料でソフト保守点検委託料、システム改修委託料合わせて52万7,100円でございます。

次に、2款1項1目の介護予防支援事業費につきましては、合わせまして1,209万4,670円でございます。賃金の694万9,850円、サービス計画作成委託料の514万4,820円でございます。

続いて194ページでございます。3款1項1目の償還金についてはございません。

次に4款1項1目の予備費についてもございません。

以上、予算現額2,167万8,000円に対しまして、支出済総額は2,033万2,158円となるものがございます。

それでは、サービス事業勘定の歳入につきまして説明させていただきます。戻っていただきまして、192ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。1款1項1目の介護予防サービス費収入につきましては、介護予防サービス計画給付費収入、1,476万640円でございます。

2款1項1目の一般会計繰入金につきましては、551万3,838円でございます。

3款1項1目の雑入につきましては、5万7,680円の収入となっております。

以上、予算現額収入2,167万8,000円に対しましては、支出済総額は2,033万2,158円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

寺田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 それぞれ部長から説明をいただきました介護保険の特別会計、保険事業勘定と介護サービス事業勘定、ご説明がありました中で若干の質疑をさせていただきます。また、成果表につきましては、66ページから67、68ページというところに詳しくこの平成23年度の事業の実績を掲載をいただいておりますので、あわせて質疑をさせていただきます。

まず、全体的に66ページの成果表で第1号被保険者数の推移を掲載いただいております。平成22年度に比べて106人、また65歳以上の方が203名、高齢化率が22%と、いよいよ22%台にこの平成23年度で突入をしているというようなことが掲載をいただいております。

このような被保険者数の伸びであるということの中で、この67ページにその事業の平成23年度中の要介護認定者数、これが要支援1から要介護5ランクまでのそれぞれの平成23年度中の認定者について掲載をいただいておりますが、まず平成22年度のいわゆる要介護または要支援の認定者数、それぞれお示しをいただいて、どのような増減があったのかということをお聞かせをいただきたい、このように思います。

あわせて、この決算書でいきますと、保険事業勘定の184ページに居宅介護サービス給付並びに施設介護サービス給付費の総額が、事業の執行状況が数値としてあらわれていまして、

この68ページ、給付費及び利用件数について詳しく説明をいただいておりますが、居宅サービスの中で、これを見ていますと、やはり通所介護、また通所リハ、もしくは施設サービスでいくと、当然老健と言われている施設、また特養と言われている施設の利用率が高いわけでございますね。100%の構成比の中で、施設サービスで、療養施設を含めると、50%以上かこのサービス給付費に含まれているという中で、平成22年度から平成23年度に比べて、先ほど言いました要支援、要介護の認定者数の推移の中で、どの程度要介護者、または要支援者の皆さん方が十分な利用ができたのかというふうなことの分析も含めて、施設についてはどの程度要介護認定者がふえて、施設の入所ができて、また、施設入所待ちの方がどの程度平成23年度で増加したのか、減少したのかというようなこと、その辺のところをお示しをいただければと、このように思います。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの朝岡委員のご質問でございますが、要介護認定者数の平成22年度の状況でございますが、まず要支援1につきましては316人、要支援2は175人、要介護1が305人、要介護2が196人、要介護3が157人、要介護4が133人、要介護5が116人で、合計いたしますと1,398人ございました。

次に、サービスの利用状況ということでございますが、居宅サービスの利用件数等につきましては、訪問介護は下降傾向、それから、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与等は上昇傾向にありまして、その他は横ばい状況になっております。施設サービスにつきましては、ほぼ計画どおりとなっておりますけれども、平成23年度は平成22年度を計画値に対しても上回っておりますし、老健施設が順調に伸びているというような状況でございます。

以上です。

朝岡委員 待機者数とかは。老健ですね。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 待機者数でございますが、例年7月に県の方の調査がありまして、その数値で申しますと、必ず必要な待機者、要介護3から5までの待機者数というのは83名おられます。それから、更に重度の要介護4から5という範囲で見ますと、49名の方が待機しておられるということになっております。

以上です。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 詳しく課長の方からお示しをいただいております。今、平成22年度の各認定者数1,398人、平成22年度の決算時には要介護認定者数がいらっしゃったと。先ほどの60ページに戻りますと、第1号については309人、平成23年度中にふえていて、その中で、これを見ていますと、第2号の数字も含めてですけども、67ページの数字でいくと、1,422名ですから、プラス24人要支援1から要介護5までの方がこの1年間で増加した、こういうことですね。その中で、今詳しく要支援1から要介護5までの数字を、昨年とちよっとお示しをいただいたんですけども、まずは施設サービスのことで、今待機者が83名、更に要介

護4以上の方の、重度の方が49人、平成23年度はいらっしゃる。平成22年度からの要介護3並びに要介護4、5、この数値を見ていると、今ご答弁があった数字でいくと、要介護3についてはプラス3人、要介護4についてはプラス10人、平成23年度についてね。要介護5は、逆にマイナス3人ということで、要介護3から5の方というのは、平成22年度から平成23年度については差引プラス10人、こういうことですね。このプラス10人が平成22年度から平成23年度においてはふえている。この施設サービスの今利用料金並びに件数が書かれているんですけども、この中で待機者が83人いるというのは、10人ふえて83人待機者がいるというのは、平成22年度に対してどうだったのか。計画値としては上回っている傾向なんですけども、やはりそれに対してそれぞれの計画値というか、今後のサービスをどのように計画値として考えていかなければいけないのかということも、この決算を見て考えていかなければいけないのではないかと、このように思いますし、その辺のところ、この83人の待機者がどうだったのかということも、後でまたご答弁をいただきたいと思います。

逆に、いつも私は申し上げているんですけども、この後、審査会の方でもありますが、要は判定の基準といいますか、これを見ていると、全体で24人ふえて、要介護1、これを見ていると251人ですね。去年は305人いらっしゃるといことは54人少ないんですね。また、要介護2、199人、去年が196ですか、マイナス3人。要介護1、要介護2の比較的軽度の方が57名少なくなっている。この方たちの少なくなったのは、全員とは言いませんが、逆に要支援1、要支援2、341人が要支援1で、要支援2が215人、先ほどのご答弁では、要支援1が、平成22年度316人、要支援2が175人ということで、65人ふえているんですね、平成22年度に比べて。この辺で判定のやり直しというか、判定の基準がかなりいろいろな形で、要介護1から要支援に回られる、要支援2から要支援1になる、要介護から要支援2になるというふうなことで、これを見ていると、先ほどのお話に戻ると、居宅サービス、通所介護なり通所リハというのが制限をされるのではないかと、こういうことで、本当に上昇的な数値にはなっているけれども、本当に適応されたサービスをこの要介護認定者の皆さん方が受けられているのかということ、これが非常に気になる場所なんです。

去年の決算特別委員会でもちょっと申し上げたかもわかりませんが、判定基準というか、今後しっかりと見直すというか、行政としてしっかり要支援、要介護の認定者の方々に意見を聞く必要があるのではないかと、このように思うところでございます。その点について少しご答弁をいただきたい、このように思います。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。要介護認定のお話でございますが、平成21年4月に認定基準の見直しが行われた影響で、第3期から第4期にかけて要支援1、要介護1という方がふえました。流れといたしましては、うちの方の調査員が出向きまして調査させていただき、それと特記事項等も書かせていただいて、それで審査会にかけているということでございます。正規な調査等をやらせていただいておりますので、これがこういう結果になったというふうに私ども理解している次第でございます。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 これが終わっておきますけれども、やはりそういう基準が変わって、こういう高齢の皆さん方ですから、劇的に症状が、どういうふうに申し上げたらいいのか、回復するというのはなかなか期待ができないところ、確かに通所リハなり、通所介護なりで認定基準がご本人の思うような形で軽くなったということは、ある意味で望ましいことかも知れませんが、逆に言えば、サービスが制限されるということで、さまざま我々の方にもご意見が多く寄せられておりますので、今後計画を策定される折は、こういった意見を十分反映しつつ、しっかりとした給付費の予算査定を決めていただきたい。

それと、今年たしか市内の施設の増床ということで計画をされているようですから、そういった意味では施設サービスの待機者が若干施設入所がかなうのかな。今年中にできるのか、これから、今後そういう計画が来年度に向けてできるのか、それはちょっとはつきりは聞いておりませんが、市内の施設が増床されるということも聞いていますので、そういった意味から待機者が少しは施設に入所ができるのかなということも期待はいたしておりますが、今申し上げたように微増でありますけれども、要介護3以上の方が平成22年度に比べてふえているわけございまして、平成22年度から見て、待機者数もふえているということであれば、やはり家族の介護のご苦勞も考えれば、適応した施設にいち早く入所ができるように行政としても心がけていただきたい、このように思うところでございます。

以上です。

寺田委員長 答弁はよろしいですね。

朝岡委員 はい。

寺田委員長 ほかにございせんか。

白石委員。

白石委員 午前中に引き続き平成23年度の介護保険特別会計決算の認定について若干の質疑を行ってまいりたい、このように思います。

ご承知のように平成23年度は第4期事業計画の最終年度の年であります。そういう意味で、第4期事業計画が当初決められた計画、給付に対してどのような実績であったかという点が問われなければならない、このように思うわけであります。とりわけ、介護サービスの居宅サービス、さらに施設サービスがどのような成果、実績、執行率であったかということが問われるわけではありますが、全体として給付費については、保険給付諸費を中心にしますけれども、平成21年度が94.8%、平成22年度が91.4%、このように聞いておりました。平成23年度は94.7%ぐらいなのかなと思うのですが、そこらをご説明いただきたいということと、全体として平成21年から平成23年の介護サービス等諸費、給付費、これについては当初の第4期事業計画の3年間の給付費総額のどの程度の成果、執行率であったかという点をお伺いしたいと思います。

それは介護サービスの居宅や施設サービスを含めての話ではありますが、次に、それを居宅サービスと施設サービスに分けた給付費でご報告をいただきたい、このように思います。

施設サービスの給付費については、私も数字を持っているわけではありますが、施設サービスについては、平成21年度は、全体として99.7%の執行率だったと。特養は100.62%、

老健が95.67%、療養型施設が107.25%、平成22年度は施設サービス給付費全体で99.3%、特養で見ますと96.22%、老健施設で見ますと、99.44%、療養型施設では121.28%であります。それぞれ平成23年度の執行の実績、そして第4期事業計画の3年間のトータルの執行率をお答えをいただきたい。

居宅サービス給付、これは訪問介護とか、通所介護あるいは通所リハ、ショートステイ、そういうものを含めていわゆる在宅介護サービス全体でいいですから、どの程度の執行率、平成23年度の執行率はどうだったか。それからトータルとして3年間でどれだけの計画値に対して執行率がどれほどだったかという点をまずお伺いをしておきたいと思います。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 第4期の執行率等でございますが、まず居宅サービスの給付費で申し上げますと、平成21年度は91.9%、平成22年度では86.8%、それから平成23年度では、居宅介護でいいますと83.99%。

白石委員 期間全体で、平均。

門口長寿福祉課長 済みません、平均はちょっと持っていませんので、全体の平均は持っていますので、後ほど言わせていただきます。

それから、施設サービスでございますが、平成21年度では93.68%、それから、平成22年度では99.26%、平成23年度では102.87%でございました。給付費の全体で申しますと、平成21年度では94.83%、22年度は91.42%、平成23年度では95.13%となりまして、第4期全体といたしまして93.8%の執行率でございます。

白石委員 施設サービスの平均は。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 施設サービスの平均でございますが、第4期中100.6%です。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 詳細にお答えをいただき、ありがとうございます。大体この間議論してきた数値と一部一致しない点がありましたが、ほとんど一致をしたということでもあります。介護サービス、居宅介護あるいは施設介護サービスを含めた全体が、期間を通じて93.8%であった。その内訳は、あっ、居宅サービスは聞いてないな。居宅サービスの全体、平成21年から平成23年。居宅サービス、言うてくれはった？ おれメモってないわ。もう一回言うて。

寺田委員長 門口課長、もう一回と言っているのもう一度。

白石委員 居宅サービス。

門口長寿福祉課長 居宅サービスの方ですが、私が持っております資料でいきますと、居宅介護サービスと居宅予防サービス等での数字を言わせていただきます。平成21年度ですが、居宅介護サービスは89.48%。

白石委員 いやいや、言うてくれはったんやけども、さっき聞いた数字では、平成21年度が91.9%、平成22年度が86.8%、平成23年度が83.99%で、そこまで聞いたんだけども、その3カ年の給付費の執行率、それを僕はメモるのがちょっと抜けているんです。

それは持ってないと言うたんか。

寺田委員長 それは持ってないと言った。

白石委員。

白石委員 わかりました。ここが大事だったんですけれども、やっぱり介護保険が本当に費用が増嵩し、経営そのものがなかなか大変だという点の1つの要因は、おっしゃられているように施設介護サービスの利用がどうしても多くなって費用全体を押し上げるということになっている。厚労省はもちろんのこと、この葛城市においてもやはり在宅で本当に安心して地域で家族の周りで生活のできる、そういう介護サービスを提供していこうというのが本来介護保険事業の大きな柱であった。施設から家庭へということでやってきたわけでありましてけれども、結果としては、このいただいた数字を見てみますと、施設サービス給付費については、第4期計画の全体で100.6%ということで、これは第4期計画のほぼ予定どおりであったということです。これはもう当然なんですね。これは施設の定員が決まっていますから、それ以上入られませんので、どうしてもこうならざるを得ない。そこで、先ほど朝岡委員の答弁にあったように待機者がやっぱり出てくるわけですね。132人ということでしたか、足したらね。そうすると、これは100.6%でしたけれども、とてもこれでおさまらないということになるんです。

だから、介護保険そのものが家族の介護を本当に軽減をして、介護保険制度で支えていく、在宅介護を中心に支えるんだ、こう言っていた当初の目標が達成されないで、居宅介護サービスについては数字を持っていないということでしたけれども、平成21年が91.9%、平成22年が86.8%、平成23年が83.99%ですから、80%台の執行率だというわけですね。ここがやっぱり計画を超えて100%以上にならないと、本当に施設から居宅における介護とか、昼の上で介護されて、そこで人生を終えるというふうなことは、とっても実現しようがないというのが、残念ながら第4期事業計画の給付費という側面から見た結果ではなかったのか。そのことが、1つ総括に反映されて、第5期事業計画に結びついたというふうには思っているわけです。そういう認識でありますけれども、どのようにお考えでしょうか。それは間違っているというんだったら、間違っていると仰ってください。

寺田委員長 今白石委員がとつとつとおっしゃっていただいたようでございますので、改めて理事者側に聞くのですが、白石委員が今とつとつとおっしゃったような状態が、今後に対しての話だと思いますが、どうぞ答弁があったら仰ってください。担当者としてどうお考えになっているかということをお願いいたします。

部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。ただいま白石委員がおっしゃったように、やはり待機者がおられる、要介護の4、5、そういう中での待機者がふえてきたという中で、ある意味居宅サービスの計画における実績率が80%という平均を持っているということ、これはやはりケアマネともPR、そしてまた居宅サービスの利用の促進についてあらゆる方法を通じて利用していただくと。ただ、今後の保健事業につきましても、1人当たりの利用費が地域的に言えば葛城市はかなり低い方でございます、そういう意識的なものがどうかということもございます。また、最後まで頑張るといふふうなことで、介護認定は得るけれど

も、なかなか居宅サービスの利用が促進されないということで、地域性もあると思います。

そういう中で、昨日市長の方からも年寄りの居場所づくり、長寿居場所づくりということがございました。なかなか思い切って居宅サービス、特にデイサービスなり、いろんな居宅サービスを頼めない方について、地域でどうそういう方を支えていくか。地域のふれあいサロンということもございます。

そんなことで、そういう形でのPR、浸透ということで、そういうような居宅サービスの利用の改善に努めていきたいと思うわけでございます。

寺田委員長 白石委員。簡単をお願いします。

白石委員 部長からご答弁をいただきました。居宅サービスを支える訪問介護、それから通所介護、それからショートステイ、短期入所介護、これは在宅介護を支える3本柱と言われているんですね。この3本柱が、先ほど言われた給付の執行率が80%台と言いましたけども、これらの3つは本当に他の居宅サービスの中で一番低い水準にある。高いのは訪問介護、通所リハビリとか、短期入所療養介護なんていうのは、これは100%を超えているということなんですけども、ここにやはり問題点があるんだということで、なぜそういう状況になっているのかを更に分析をしていただいて、第5期事業計画の中で改善をしていただきたいということを述べておきたいと思います。

委員長、次に行ってよろしいでしょうか。

寺田委員長 1つか2つぐらいにしてください。

白石委員 介護保険料の収納状況についてお伺いをしたいと思います。先ほども後期高齢者医療制度の保険料のお話をしましたけれども、後期高齢者医療制度の保険料は98%台であります。普通徴収ですよ。ところが、介護保険の保険料は成果報告書を見ますと、普通徴収された保険料の現年度分の徴収率は87.9%、前年よりは2.6ポイント上がっていますが、やはり大変低い、そういう状況になっているわけでありまして。葛城市の保険料は標準月額4,100円をこのまま引き継いで、第5期も4,100円、こういうふう維持をしましたがけれども、その保険料との関係でどのように徴収率そのものが低いということに対してご認識をされているか、まずお伺いをしたいと思います。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 普通徴収の現年度分の滞納ということでございます。

寺田委員長 滞納だけか。

白石委員 まず低くなっているということについてやな。

寺田委員長 100%に満たない部分についての中身を言いなさいということです。

門口長寿福祉課長 収納状況でございますが、介護保険の場合の普通徴収といいますと、65歳になられてから特別徴収になるまでの間の約半年ぐらいの間、普通徴収ということになります。その普通徴収の方が大概は年金の方から天引きされるというふうに思っておられる方がおられまして、納め忘れというのが非常に多いわけでございまして、平成23年度の決算でいいますと、現年の滞納分というのは約169名の方が滞納されているというふうな結果になっております。

それから、その滞納されている分の徴収の方ですけども、これにつきましては、そういうふうに忘れておられる方もおられますので、こちらの方から電話、それから督促なりして徴収に努めているわけでございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 ちょっと認識が違うわけでありましてけれども、特徴から普徴に変わったそのときの期間、この分が、普徴の87.9%に押し下げる、そういう要因になっているというご答弁ですか。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 それから、特徴にならない方、すなわち年間年金が18万円以下の方が約372名おられまして、この方の分というのが多く占めております。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 ちょっとわかりにくかったわけでありましてけれども、新たにというか、特徴から普徴に、年金をもらうようになって、これはちょっとようわからへんけども、年間18万円以下の人たちは普徴に移行するわけですね、そういうこと？ その半年間のことと両方あるわけやな。そんなら、その電話をかけて解決する分がどの程度あって、そうじゃなくて、372人といういわゆる恒常的、恒常的といったらおかしいな、普徴の人がいやはるわけで、そういう人たちの中での徴収率が87.9%になっている要因が大きいのだということなのか、そのところをちょっと知りたいわけです。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいま白石委員のおっしゃるとおり、この18万円以下の方の比率というのが大きく占めております。

寺田委員長 もうよろしいか。

白石委員 わかりました。基本的にやっぱりそういうことですね。そのように言うてくれたらよかったですけど、最初に年金になって、普徴になる間の半年間の分と、こうなるから、今までと違った答弁があったので。わかりました。

寺田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようでしたら、質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第4号の平成23年度介護保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成23年度の介護保険事業特別会計決算は、平成21年度から平成23年度までの3年間の第4期事業計画の最終年の決算であります。第4期の第1号被保険者の保険料は平成18年から平成20年までの第3期介護保険事業計画策定のときに、それまでの基準月額、2,650円から1,450円引き上げました。そして、基準月額を4,100円に改定された保険料が引き継がれてまいりました。この4,100円の保険料の負担は、年金収入が減少している中で、本当に高齢者の

生活を苦しい、不安な状況を与えたと言えると思います。

第1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、いわゆる月額1万5,000円を超える方々の保険料は、これはもう年金から天引きをされておりますので、これは徴収漏れはない、100%ということでもあります。しかし、それ以下の372名の方は年額18万円以下ということでもあります。372人の方は普通徴収をされているということでもあります。普通徴収された保険料の現年度分の徴収率は87.9%、後期高齢者医療制度の保険料98%からすると、10ポイント以上低い、こういう状況になっているわけでもあります。

その結果、収入未済額は445万円となっています。不納欠損処分を201万円実施しておりますが、結果として滞納繰越し、あるいは収入未済額を含めて1,522万円いわゆる滞納がふえている、こういう状況です。毎年80%台という収納率の推移を見れば、これは本当に372名、そのうち169名、とりわけこの169名の方は滞納されているわけで、本当に苦しい、厳しい状況になっていると言わざるを得ません。

高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から給付費の25%に引き下げた、ここに大きな原因があります。しかも、この25%のうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分をする調整交付金ですので、これがしっかり葛城市の介護保険会計に貢献されているかということ、そういうことにはなっていない。そこで、全国の市長会、町村長会がこれでは困るということで、5%は別枠にするのではなくて、調整交付金25%そのままいただきたい、こういう要望を繰り返し上げているわけでもあります。

私は国庫負担の割合を30%に引き上げて介護保険料はやっぱり引き下げるべきだというふうに思います。平成23年度の決算では、実質収支で1,540万円の黒字、介護保険給付費準備基金の積み立てが968万円で、結果として準備基金の保有額は1億5,790万円となった。これは既に第5期事業計画の保険料に充当される部分があるということでもあります。

昨年の平成22年度の決算収支は、実質収支で4,129万円の黒字でありました。準備基金の積立金が2,692万円、このときでもう既に保有額は1億4,829万円あったということですから、これは当然第3期事業計画あるいは第4期事業計画の保険料が本当に妥当であったのかどうかということが私は問われなければならないというふうに思います。

これらはどうしてこういうことになったのかということですが、介護サービス給付費の当初予算額に対する執行率が、居宅サービスの訪問介護や通所介護、訪問看護などの介護サービス等諸費が、これは数字をいただけなかったんですけども、95%程度ではないのかというふうに思いますが、介護予防サービス諸費等も91%程度と。在宅介護を支えるかなめのサービスが当初予算を大きく下回っていること、一方、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設サービスが、特別養護老人ホームにおいては、待機者が132人を超えております。

ところが、施設の定員が本当に満杯で、132人どころじゃないですね。皆さん、言われている人は、200人待たなきゃいかん、こういうふうなことを言われている、そういう状況であります。受け入れ先がなくて退院できない、そういう状況も生まれています。まさに施設サービスを利用しようにも利用できない、そういう状況であります。それが、この3年間の

施設介護サービスの執行率、100.6%、しかし、これ以上行くことができないわけでありませす。それが現状であります。

こういう現状からして、本当にこのままでいいのかということが今問われています。我が国の高齢社会のテンポは、平成27年には高齢者の1人暮らし世帯が高齢世帯の3分の1、570万世帯に増加をする。認知症の高齢者も現在の150万人から、平成27年、もう本当に手の届くところまで来ている。250万人に増加する、このことが予想をされています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存をしている現状、ここに力を入れることは当然ですけれども、その現状をやっぱり改善をする、その改善の1つが、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備がやはり欠かせないのではないかとということであります。国の対応を待っている、当然間に合いません。民間事業者に頼らないで、葛城市の責任でサービス基盤の整備にやっぱり着手しなければ、私を含めて間に合わないということを述べて、討論を終わります。

以上です。

寺田委員長 ほかにありませんか。

西井委員。

西井委員 認第3号 平成23年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、第4期事業計画の最終年度であり、計画値と比較いたしますと、要介護認定者数としては予想値をやや下回りましたが、毎年少しずつふえており、要支援認定者数において計画値を上回っております。保険給付費においては、全体として95%程度の執行率の中で、計画値を上回った予防給付費を中心に伸びており、要介護高齢者の増加に伴い、介護保険サービスの利用が図られていることがうかがえます。

また、介護給付費準備基金については、第4期中初めて471万6,000円が取り崩され、第4期の計画値を大きく下回ることとなりました。そうした中、高齢者が要支援、要介護状態になる前からの介護予防の推進ということで、地域支援事業の取り組みが定着したことが介護給付費抑制の一因となり、第5期計画の保険料上昇の抑制にもつながったものと思われ、一定の評価をするものであります。

また、平成23年度実施されました日常生活圏域ニーズ調査でのアンケート調査、市民の声というものを有効に活用していただき、さらなる介護予防事業の推進に努めていただきたいと思います。

今後、高齢者の方はますますふえ、それに伴い要介護認定者もふえていくことは防げない状態で、保険給付費は確実にふえ続けることが予想されます。高齢者の方はもちろん、高齢者を抱える家族への積極的な支援、サービスを必要とする人への適切な支援などが行われる体制づくりに努めていただくとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と、介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを要望いたしまして、本決算認定について賛成討論とさせていただきます。

寺田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、認第3号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を願います。

(起立多数)

寺田委員長 起立多数でございます。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部長の吉川でございます。ただいま議案となりました認第8号 平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

最初に245ページをお願い申し上げます。実質収支に関する調書についてでございます。歳入総額は1,408万2,000円、歳出総額は同じく1,408万2,000円で、よって歳入歳出差引額はゼロ円でございます。また、実質収支額につきましてもゼロ円でございます。

それでは、歳入歳出の事項別明細書によりまして歳出から説明させていただきます。

251ページをお願い申し上げます。歳出でございます。1款1項1目の介護認定審査会一般管理費でございます。912万3,333円の支出でございます。主なものといたしまして、職員の人件費でございます。2項1目の介護認定審査会といたしましては、441万1,428円でございます。主なものとして、認定審査会委員報酬の399万6,000円でございます。

次に252ページをお願い申し上げます。2目の市町村審査会費では、54万6,896円の支出でございます。障害程度区分判定審査会委員報酬の48万円が主なものでございます。

以上、予算総額、支出1,522万5,000円に対しまして、支出済総額は1,408万1,657円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして250ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。1款1項1目の介護認定審査会共同設置負担金につきましては633万7,656円でございます。2目の市町村審査会共同設置負担金におきましては、障害程度区分判定審査会共同設置負担金で28万8,363円の収入でございます。

次に、2款1項1目の介護保険特別会計繰入金につきましては、719万7,105円の収入でございます。2目の一般会計繰入金では25万8533円でございます。

以上、歳入予算総額1,522万5,000円に対しまして、収入済総額は1,408万1,657円となったものでございます。

以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

寺田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第8号の平成23年度の葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について、若干の質疑をしておきたいと思います。

医療保険と違いまして、窓口に行けばすぐにサービスを受けられるというわけではないのが介護保険の大きな特徴であります。認定審査会を通して認定を受けなければ、そして、要支援、要介護等の判断をいただかなければサービスの量は決まらない、こういうことになっているわけであります。

そこでお伺いしたいことは、平成23年度中に認定審査会に委託された件数並びに認定審査会において判定が上位に判定されたケースが、そのうち何件あるかお伺いをしたいと、このように思います。

固めて言っておきます。とりわけ認知症に対する認定についてであります。承知のように、申請を出せば、これは第一次的に調査員が訪問をし、厚労省のデータに基づいて日常生活動作等を中心にチェックをするということになります。認知症の認定、判断、調査というのは、実際になかなか困難な部分がある。いわゆる特記事項の中でどれだけ調査員がその本人の状況や家庭内での実態を把握してやられるか、あるいはかかりつけとか、お医者さんの意見書そのものが大きく左右するわけであります。コンピューターで判定する部分と認定審査委員会で専門家等が判断するという点では、これは当然違って当たり前だというふうに思いますので、とりわけ認知症と思われる特記事項に対してどのような扱いをされているかお伺いをしておきたい、このように思います。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 まず、審査件数でございますが、審査件数は葛城市、平成23年度1,754件ございました。そのうち一次判定から二次判定の結果、上位に上がった件数は266件。逆に下がった件数は41件。一次判定そのまま変更なしという件数は1,447件ございました。

次に、認知症の判断ということでございますが、認知症の判断につきましては、主治医の意見書の中で認知レベルを記載するところがございます。その数値をもとに判断いたします。そのほか、特記事項等では問題行動があるかないかというようなところも加味しながら判定を下しております。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 ご答弁ありがとうございます。ご答弁では、件数については1,754件、そのうち一次判定を上回った判定が出たのが266件。下がるのもあるんですね。41件下がったということでもあります。この266件というのが、どういう内容で上げられたのか、これはわかりませんが、課長の説明では医師による意見書の認知レベルを記載する、その内容によってやはり変わってくるということだと思います。

それと、やはり調査員による特記事項の内容、これはどちらが重視されているかというのは定かではありませんし、原課も把握はできてないですね、そんなものは。

私は認知症というのは、例えばかかりつけの内科医で判断できるのかという一つ大きな疑問がやっぱりあるんです。だから、ずっと見ていれば、そりゃ医師はわかりますけれども、大体認知症をこの……。

寺田委員長 精神科医じゃなきゃだめだ。

白石委員 答えを言うたらあきまへんわ。どこまで言うたか忘れてしまった。それこそお医者さんの前に行ったら、いつもの家庭の中とは全く変わった態度でしっかりするとか、こういうことはいつでも聞く話なんです。お医者さんのところに行ったときは、ほんまにしっかりしているんだと。調査員が来たときは、ほんまにしっかりして、認知症ということでなかなか理解がしてもらえないということですね。最近調査員の方は本当に詳細に、家族の方のお話も聞いていただいている。今はどちらかと言えば、調査員の方の力量というか、そこが非常に大きいなというふうに感じています。

いずれにしても、認知症というのはこれからどんどんふえます。僕もその傾向にありますけれども、ぜひ委員長が申されたように、認知症がやっぱりあるというふうに家族の方が思われるのであれば、やはり精神科等に、専門にかかって認知レベルを記載する欄に書いてもらうということが必要ではないのかというのを、今本当に相談が多いものですから、痛切に感じているところであります。

ありがとうございます。以上です。

寺田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようでございますので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田委員長 異議なしと認めます。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成23年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につきまして提案者の内容説明を求めます。

中嶋部長。

中嶋教育部長 それでは、私、教育部長の中嶋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご提案いただきました認第5号 平成23年度葛城市学校給食特別会計歳入歳出決算のご説明を申し上げます。

211ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入

総額2億9,254万1,000円、歳出総額2億9,209万円、歳入歳出差引額が45万1,000円でございます。翌年度へ繰越しすべき財産はございません。実質収支額につきましては45万1,000円となっております。以上でございます。

次に、歳出よりご説明申し上げます。218ページをごらんいただきます。

歳出、教育費、1目学校給食総務費でございます。支出済額が7,805万6,665円でございます。主なものといたしまして、報酬2,503万4,188円、学校給食運営委員会の報酬と嘱託員報酬でございます。次に賃金でございます。臨時雇用賃金といたしまして718万1,000円でございます。次に委託料といたしまして76万7,745円でございます。次に備品購入費といたしまして163万9,351円でございます。次に負担金補助及び交付金といたしまして219万6,015円でございます。

次に、2目学校給食管理費でございます。支出済額総額といたしまして2億1,403万3,386円でございます。主なものといたしましては、需用費としまして2,653万6,267円、委託料といたしまして143万3,538円、工事請負費といたしまして1,170万7,500円、原材料費といたしまして1億7,391万8,886円でございます。

歳出の合計といたしまして2億9,209万51円となっております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。216ページに戻っていただきます。

歳入、1款1目教育費負担金でございます。学校給食負担金といたしまして1億6,351万930円でございます。学校給食負担金でございます。学校給食負担金、過年度分といたしまして7万2,600円でございます。

次に繰入金、一般会計繰入金といたしまして1億2,880万円でございます。

以上、歳入合計といたしまして2億9,254万1,424円となっております。

続きまして、220ページをお開きいただきます。財産に関する調書でございます。公有財産の中で、土地及び建物、物品に関しましての財産でございますけれども、平成23年度中の異動はございませんでした。

以上、簡単でございますけれども、よろしくご審議をお願いいたします。

寺田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

辻村委員。

辻村委員 学校給食の特別会計の方の質疑をさせていただきます。

まず1点目に、アレルギーについてお伺いいたします。アレルギーの子どもたちなんですけれども、まず牛乳アレルギーで給食費を減額されている園児、児童、生徒の人数と、それから、いろんなアレルギーがあるんですけども、園児、児童、生徒で何名アレルギーの子どもがいるかを教えていただけますか。

それと、あと1点、パンと御飯の業者、それがどのようにして選ばれているかも教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

寺田委員長 松田所長。

松田学校給食センター所長 失礼します。まず牛乳の減額の児童、生徒、園児なんですけど、平成23年

度としましては、中学校で2人、小学校で7人、幼稚園で3人で、合計12人になるかと思えます。

辻村委員 前年度より何名ふえているか。

松田学校給食センター所長 平成22年度はちょっとあれなんですけれども、今年度は合計15人おられます。まして、平成23年度から平成24年度に対しましては3人ふえております。

それと、現在、アレルギーの人なんですけども、平成23年の年末ぐらいに調査したものが直近でありまして、食物アレルギーを有する数だけで言えば、学校に問い合わせたところ、全体で109人がアレルギーを有するということで報告をいただきまして、その中で、細かく分けていますので、新庄中学校で2人、新庄小学校で10人、新庄北小学校で17人、忍海小学校で23人、新庄幼稚園で7人、新庄北幼稚園で1人、忍海幼稚園で3人、當麻地区で、白鳳中学校で24人、磐城小学校で6人、當麻小学校で9人、磐城幼稚園で4人、當麻幼稚園で3人の合計109人がアレルギーを持っているということで報告をいただいております。

それと、パンと御飯ですが、パンと御飯につきましては、奈良県給食会に登録されておられます業者がおられます。それで葛城市内の業者に発注させてもらっております。

辻村委員 牛乳アレルギーの子どもが現在15名ですね。ということは、昨年、平成23年度より3名ふえているということなので、本当に牛乳アレルギーの子どもたちの対応もしっかりしていただきたいと思えます。

それから、食物アレルギーが109名、かなりの人数になっております。これはやはりアレルギーで子どもたちにすごく気をつけていただかないといけないと思うのですが、給食センターを建設に当たり、やはりアレルギー食の対応をしていただくということですので、子どもたちが本当にいろんな、食物の中にもいろいろ、魚介のアレルギーもあれば、卵アレルギー、いろんなアレルギーを持っていますので、それを本当に調査していただいて一人一人に対応できるような給食を提供していただくように今後給食センターの建設に当たり配慮していただきたいと思えます。

パンと御飯に関しましては、奈良県の学校給食会ですか、そちらの方からの指定ということで。わかりました。

ありがとうございました。

寺田委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようでございますので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第5号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田委員長 異議なしと認めます。

よって、認第5号は原案のとおり認定するとに決定いたしました。

次に、認第6号 平成23年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしく申し上げます。

それでは、認第6号 平成23年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算につきましてご説明させていただきます。

まず、実質収支に関する調書につきましてご説明しますので、223ページをお開き願います。実質収支に関する調書ですが、歳入総額といたしまして107万9,000円、歳出総額といたしまして80万円、歳入歳出差引額27万9,000円となっています。翌年度へ繰り越しすべき財源はございませんので、実質収支額も同額の27万9,000円となっています。

続きまして、事項別明細の歳出からご説明しますので、229ページをお開き願います。

1 款住宅新築資金貸付事業費ですが、14万2,492円の支出済額となっております。1 項1 目一般管理費ですが、同額の14万2,492円で、11 節需用費におきましては3 万1,492円、19 節負担金補助及び交付金で11万1,000円の支出済額となっています。

2 款公債費ですが、65万7,950円の支出済額でございます。1 目元金といたしまして47万3,177円、2 目利子といたしまして18万4,773円の支出済額でございます。

歳出合計といたしましては、80万442円の支出済額となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明します。228ページをごらんください。

1 款諸収入といたしまして91万4,924円の収入済額となっております。1 項1 目雑入といたしまして貸付金回収管理組合からの配分金といたしまして91万4,924円の収入済額でございます。

2 款繰入金につきましてはございません。

3 款繰越金でございますが、16万4,136円の収入済額となっております。

歳入合計といたしましては、107万9,060円の収入済額となっております。

住宅新築資金の歳入歳出決算につきましては以上でございます。ご審議賜りますようよろしく申し上げます。

寺田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第6号の平成23年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について、若干の質疑を行っておきたい、このように思います。

平成23年度においては、雑入として貸付金回収管理組合配分金が91万4,924円入っております。一方、歳出の方では、管理組合に対する負担金が11万1,000円、公債費という形で元金及び利子の返済、これらが65万7,950円、こういうことであります。平成23年度について

は、歳入歳出が均衡というか、収入がふえているわけで、久しぶりに一般会計からの繰り入れをしなくても何とか起債の返済をできる、こういう状況になったわけで、これは管理組合のご努力によるものと思います。

そこで、お伺いしておきたいのは、いわゆる債権のうち、順調に回収ができる債権、それから、不良債権になっては困りますけれども、そういう困難な債権、これらがどのような状況になっているかお伺いをしておきたいと思います。

寺田委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしく願いいたします。

債権の方につきましては9件、6名の方の借りに対しましての本市の債権がございます。1名、2件の方につきましては、順調債権というふうな形の中で進んでおりまして、平成31年3月に完了予定というふうな形で順調債権の方は進んでいるところでございます。

あと、決算書の方の雑入のところでございますように、収入未済額、この1,050万6,383円、この分につきましては滞納債権というふうな形の中で残っているわけでございますけれども、この方につきましては、5名、7件の方の債権が残っているというふうな形になっておるところでございます。

住宅の先ほど白石委員がおっしゃったように、管理組合の方で交渉中というふうな形の方が3名おられまして、そのうち1名の方につきましては一部償還金をいただいているというふうな形になりまして、現在回収すべく努力をいただいております。あと残る2名の方につきましては、1名の方が居所不明、あと1名の方については破産宣告を受けておられるというような状況の中で、滞納債権額が1,050万6,380円となっております。

以上です。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 わかりました。大体回収できる件数というのが、件数というより、6名の方があって、そのうち1人については2件、順調債権ということで31年3月には完了するだろう、こういうことでありますけれども、残る5名、7件については、住宅管理組合の方で交渉中の3名のうち1名が一部収納されているということになるということで、2名の方は居所不明と破産をされているということになります。それが1,050万6,000円ということになっているわけですね。それで、交渉中というのは3名ですね。

寺田委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしく願いいたします。

交渉中が3名ということで間違いございません。そのうち2名の方について一部償還金をいただいているという状況です。

白石委員 2名か。

石田建設課長 はい、申しわけございません。あと1名の方については償還がないということになっております。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 居所不明あるいは破産については、これはなかなか回収の見通しが立たないというふうには思います。しかし、あと3名ですね、この方の債権の額はどのぐらいあるんでしょうか。

寺田委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

3名の方で692万566円の残額というふうな形になっております。

白石委員 わかりました。ありがとうございました。

寺田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入りたいと思います。

討論はないですか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第6号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田委員長 異議なしと認めます。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成23年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

松浦上下水道部長。

松浦上下水道部長 上下水道部の松浦でございます。どうかよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました認第4号 平成23年度奈良県葛城市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず実質収支に関する調書からご説明申し上げますので、197ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は15億6,858万3,000円、歳出総額は15億6,675万3,000円で、歳入歳出差引額は183万円となっております。実質収支につきましても同額の183万円でございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので204ページをお開き願います。

歳出1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費合わせまして1,377万7,823円で、職員2名分の人件費でございます。以下主なものでございますが、11節需用費におきましては、275万5,867円で、主な支出といたしましては、マンホールポンプの光熱水費並びに修繕料が主なものとなっております。13節委託料は、1,634万1,000円で、使用料徴収委託料、下水道台帳作成業務委託料、マンホールポンプ維持管理業務委託料が主な支出となっております。続きまして、18節備品購入費では、庁用備品購入

費として147万円、205ページの19節負担金補助及び交付金では2億6,889万9,456円で、主なものは流域下水道維持管理費負担金2億6,579万6,496円、水洗便所改造助成金230万円で、これは下水道を3年以内に接続していただいたお宅46戸分の助成金となっています。

続きまして、2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費合わせまして2,072万7,158円で、職員3名分の人件費となっています。以下主なものにつきましては、13節委託料では3,507万円で測量設計委託料1件の420万円と、公共汚水柵調査点検業務委託料3,087万円、206ページをお開き願います。15節工事請負費1億2,849万9,000円は下水道管渠布設等の工事請負費21件分でございます。2目流域下水道事業費、19節負担金補助及び交付金では、流域下水道建設負担金等で3,116万100円の支出となっています。

3款1項公債費、1目元金、23節償還金利子及び割引料では6億8,222万8,613円の支出となっております。また、2目利子、23節償還金利子及び割引料では一時借入金利子を含め3億3,603万4,451円の支出となっております。

歳出合計といたしまして15億6,675万3,338円の支出となっています。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので202ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料では、4億1,436万100円の収入額となっています。また、2項手数料、1目下水道手数料では、52万5,000円の収入額となっております。これにつきましては、排水設備指定工事店並びに責任技術者の登録等の手数料でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金で3,327万5,000円の収入額となっています。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、9億4,500万円の繰入金となっております。

4款1項、203ページをごらんいただいて、1目繰越金では、前年度繰越金として155万3,456円の収入額となっております。

5款1項市債、1目下水道債では、1節公共下水道事業債といたしまして、1億1,190万円、2目流域下水道事業債では、3,110万円の収入額となっております。

6款県支出金、1項県補助金、1目下水道県補助金では、緊急雇用創出事業補助金として3,087万円の収入額となっております。

以上で、歳入合計といたしまして15億6,858万3,556円の収入額となっています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

寺田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第4号の平成23年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について、若干の質疑を行ってまいりたいと思います。

歳入の使用料及び手数料でありますけれども、収入済額、調定額に対して96.92%、97%

ぐらいになるんでしょうか、収入未済額が1,248万円余りになっております。不納欠損額が67万6,440円ということであります。この不納欠損の内訳、この点をお伺いしておきたい、このように思います。

寺田委員長 青木課長。

青木下水道課長 下水道課の青木です。よろしくお願ひいたします。

ただいま白石委員の不納欠損のことをございます、全体といたしまして、調定額といたしましては、4億2,751万6,720円ということで、件数にいたしましては6万3,901件。家の戸数としましては、1万689軒。そのうち、収入済額といたしましては、4億1,436万100円でございますが、その内訳といたしましては、全体的な件数といたしましては6万1,082件、家の軒数としましては1万217軒です。そのうち不納欠損額につきましては、先ほど言われました67万6,440円でございますが、その内訳としましては、件数としまして171件、戸数にいたしまして40軒分でございます。その171件の40戸分につきましては、破産者が1名、5年経過した居所不明につきましては39名でございます。

合わせて40名でございます。最終的な収入未済額につきましては、1,248万180円でございますが、件数といたしまして2,648件、戸数にいたしまして432軒分でございます。

以上です。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 詳細にご説明をいただきました。この不納欠損分については、その内容については、破産が1件、5年の居所不明39件、合わせて40件分ということで、これらが不納欠損処分を行われたということで、この内容についてはまあ妥当なものと、こういうふうに思いますけれども、居所不明というのが39件あるというのが非常に気になる場所なんです。これは水道も一緒なんですけれども、毎月ですか、月2回ですね、メーターを測定しているわけで、その辺の関係はどうなっているのか。居所不明、39件のうち、もう5年たっているわけで、実態は、そこは空き家じゃなくて、また違う人が入っていたとかいろいろあるわけでしょう。だから、その辺、水道課との連携でやっているわけですね。これはイコール水道もそうになっているということで理解していいんですか。

寺田委員長 青木課長。

青木下水道課長 下水道課の青木です。この39件につきましては、一応水道課とも連携した中で数字を合わせております。

以上です。

(発言する者あり)

寺田委員長 白石委員。

白石委員 質問を変えます。それでは、普及状況についてお伺いをしたいと思います。平成23年度末の普及率については98.72%ということですね。前年比で0.48ポイント向上しているわけがありますけれども、普及率もそうですが、実際の水洗化率については、前年と比較してどの程度向上しているか、水洗化率での比較を教えてくださいと思います。

寺田委員長 青木課長。

青木下水道課長 下水道課の青木です。ただいまの白石委員の水洗化率の内容でございますが、平成23年度末では85.43%でございます。平成22年度末で82.35%でしたので、昨年と比較しまして3.08%の増でございます。

以上です。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 85.43%、前年度から比較したら3.08%向上したというのは、ちょっと頑張っているのかなという気はするんですけども、85%そのものがやはりどうなのか。実際に使用料そのものが4億1,400万円、公債費が10億円、そして、県に対する水道維持管理負担金2億6,500万円、あるいは流域下水道建設負担金3,100万円等々合わせたら、13億円ぐらいに対して使用料が4億円程度にとどまっているというわけで、100%にしたって、これはとっても無理な話ですけども、何とか県に対する維持管理負担金あるいは建設負担金、これが使用料で賄えるということになってきたというのは、それなりにまあまあ進んできたなという感じがするわけです。なかなか建設の費用まで回収するというのは、これはとても困難で、これはやっぱり一般会計からどっと入れてやらざるを得ないという状況になっているという点は、当分の間はやむを得ないのかなという感じがします。整備率、普及率をとんどん上げていくのもあれですけども、やはり水洗化率を本当に上げていくための努力を更に求めておきたい、このように思います。とりわけ、個々の家庭に対してはもちろんのこと、浴道サービスでいろんな商業施設、サービス施設があります。そういうところの供用開始・加入も積極的に進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

寺田委員長 よろしいですね。

白石委員 結構です。

寺田委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 葛城市全体の中で下水道工事はほとんど九十何%と聞いていますが、今現在どれぐらいできているか、もう一度ちょっと聞かせてもらいたい。

寺田委員長 青木課長。

青木下水道課長 下水道課の青木です。ただいまの西井委員の整備の状況でございますが、整備率につきましては、現在、平成23年度末では90.58%です。これは昨年度90.47%でしたので、増加としましては0.11%の増加でございます。

以上です。

寺田委員長 西井委員。

西井委員 そうなると、約1割ほど残っているのかな。それはどのようにお考えになっていかれるかどうか、ちょっとその辺。

寺田委員長 今後の対策やな。

西井委員 はい。

寺田委員長 青木課長。

青木下水道課長 西井委員の質問の件でございますが、現在、だいぶ整備が終わっておりますが、今終わっているところにつきましては、一応主要な幹線、集落の整備も大体終わって、一応現在残っているところにつきましては、平野部でも地形等の問題で残っている場所、要するに集落から離れた家が点在しているところが残っている状況の中では、一応今思っておりますのは、今後の計画としてどういった対応をしていくか、費用対効果も考えた中で、今後予算と相談しながら執行していきたいと思っております。

以上です。

寺田委員長 よろしいですか。

西井委員。

西井委員 下水道につなぎたい、つないでいないという、また費用対効果、おっしゃるとおり家が密集していないところにはかなりの設備費用が市の負担でかかるというのも理解できるのですが、けれども、何らかの方法で検討を進めてもらい、やっぱり全市民が全施設を利用してもらえようような努力、英知を傾けてもらいたいということで、要望しておきます。

寺田委員長 ほかに。

副委員長。

溝口副委員長 2件お伺いしたいのですが、1件は、委託の仕事の中によく住民の方から苦情を聞くのが、要するに維持管理のマンホールの不具合、要するに経年変化とともに、マンホールががたがたがたが通るたびに音がする。それも夜間特に音がするという事で、私も個別に何件か苦情を提示して補修をしていただいたことがあるのですが、マンホールの維持管理の業務委託のところで、ポンプの維持管理なので、このときにそういったことの点検というのは行われていないのかどうか。よくあるのが、ミニ開発をしたときに、下水道に接続をしますね。その接続をするときにしまいが悪くてマンホールのがたがくるとか、いろいろ苦情を聞く部分があるのですが、こういった点、マンホールの固定の不具合は、委託の点検の中に含まれてないのかどうかお聞きしたいのが1件。

それから、今さっき破産1件、不明39件ということがあって、これは水道の事業とタイアップして調査をしていると聞いているんですが、下水道という観点では、要するに徴収に行ったり、支払いを求めたりしていないというのはわかるけど、水道のところでは聞くべきなのかわかりませんが、水は使っていないんですかね。要するに不明なだけでも、使用状況はあるのかどうか、全く不明だけれども、使用もないから、そのまま経過をしているのか、どちらなのかをお聞きしたい。

寺田委員長 青木課長。

青木下水道課長 ただいま溝口委員の質問の件でございますが、このマンホールポンプの維持管理につきましては、このマンホールというのは、市内にありますマンホールポンプということで、23カ所の維持管理を行っておりますが、ほかの小さい家庭の宅内枳、これは道路から1メートルまではうちで管理しますので、もし何かトラブルなり、ふたの不都合があれば、皆うちで修理するようにしております。

それと、先ほどの居所不明の件でございますが。

溝口副委員長 水道で聞きます。

寺田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第4号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田委員長 異議なしということでございますので、よって、認第4号は原案のとおり認定することと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時39分

再 開 午後3時55分

寺田委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開したいと思います。

次に、認第10号 平成23年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

松浦上下水道部長。

松浦上下水道部長 上下水道部の松浦です。よろしく申し上げます。

ただいま上程いただきました認第10号 平成23年度葛城市水道事業会計決算についてご説明申し上げますので11ページをお開き願います。

水道事業報告をさせていただきます。まず総括事業の営業でございますが、本年度末の給水戸数は1万3,180戸で、前年度より171戸、給水人口は3万6,338人で前年度より167人、それぞれ増となっております。有収水量は483万4,000トンで、前年度より23万6,000トン減となっております。なお、1日平均配水量は1万3,668トンで、ピーク時には1日最大1万6,406トンとなっております。

次に12ページをお願いいたします。建設改良でございますが、本年度は兵家浄水場内の連続移動床ろ過機修繕工事、新庄浄水場内のろ過機表洗ポンプ取替及び沈殿池排泥弁取替工事を実施し、前年度に引き続き老朽化に伴う配水管布設替工事及び配水管新設工事を施工しました。なお、主要建設工事の内容につきましては14ページに記載いたしております。

次に、経理についてですが、地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努めまして、損益収支につきましては、水道事業収益7億1,097万3,129円に対しまして、水道事業費用は6億2,213万6,611円で、8,883万6,518円の当年度純利益となりました。また、資本的収支につきましては、収入額5,048万2,100円に対しまして、支出額は2億7,208万5,462円でございます。不足額2億2,160万3,362円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本

的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金で補てんいたしております。なお、補てん財源明細につきましては、3ページに掲載いたしております。

続きまして、収益費用明細につきましては、事項別に説明をさせていただきますので、18ページをお開き願いたいと思います。

収入から説明させていただきます。1款水道事業収益は、消費税抜きで7億1,097万3,129円でございます。その内訳といたしまして、1項営業収益では6億9,958万6,223円となっており、1目給水収益では6億8,040万5,124円の水道使用料収入でございます。2目受託工事収益では、894万6,000円でございます。給配水受託工事に伴います工事収益でございます。3目その他営業収益では1,023万5,099円で、その主な内訳は、浄水器ボックスなどの材料売却収益と下水道使用料の徴収手数料等の収入でございます。

続きまして、2項営業外収益では1,138万6,906円でございます。主な内容といたしましては、1目受取利息及び配当金では、預金利息等で547万3,577円で、3目雑収益では無線基地用地等の賃借料で591万3,329円などの収入でございます。

19ページに移りまして収益的支出でございますが、1款水道事業費用は6億2,213万6,611円でございます。内訳といたしまして、1項営業費用は5億8,355万191円で、1目原水及び浄水費では2億9,799万1,476円でございます。主なものといたしましては、職員3名と嘱託職員2名、日々雇用職員1名分の人件費関係といたしまして1節給料から5節の法定福利費までを合わせまして3,276万5,236円となっております。

20ページをお開き願います。16節の委託料では1,756万6,778円で、水質検査あるいは設備保守点検等の委託料でございます。21節の動力費では2,365万9,882円で、原水取水に係ります取水ポンプ及び浄水ろ過ポンプ等の動力費でございます。22節薬品費では910万8,704円で、原水ろ過に係ります次亜塩素パック、炭酸ガスなどの薬品購入費でございます。31節の受水費では1億9,890万1,241円で、県水134万7,468トン、受水率といたしましては25%で、県水受水費は1億8,864万5,520円、原水取水費は1,025万5,721円となっております。

次に、2目の配水及び給水費では2,696万2,588円でございます。主なものといたしましては、職員2名の人件費として、1節給料から5節法定福利費までを合わせまして1,293万4,436円となっており、21ページに移りまして、16節委託料211万8,250円は、平成8年の量水器検査満了に伴います量水器取替委託料などがございます。次に、19節の修繕費では、846万6,000円となっており、給水管、配水管などの修繕費でございます。

続きまして、3目の受託工事費では1,273万4,775円でございます。主なものといたしましては、職員1名の人件費として、1節給料から5節法定福利費までを合わせまして421万4,775円。22ページに移りまして、32節の工事請負費では852万円で、配水管新設受託工事費の支出となっております。

次に、4目の総係費では7,994万3,490円でございます。主なものといたしましては、職員5名と嘱託職員2名、日々雇用職員1名、及び水道事業運営委員報酬などの人件費関係といたしまして、1節給料から5節の法定福利費までを合わせまして4,291万5,332円となっております。

23ページに移りまして、12節の光熱水費471万1,830円は、竹内浄水場と新庄浄水場管理棟の電気料金などでございます。16節の委託料では、1,405万5,779円で、電算システム保守あるいは検針業務並びに浄水場の監視業務委託料などの支出でございます。

続きまして24ページをお開きください。5目の減価償却費では1億6,342万1,044円の支出となっておりますが、備考欄に記載のと通りの建物、構築物等の有形固定資産の減価償却費でございます。次に、6目の資産減耗費では、214万9,428円の支出となっておりますが、有形固定資産の除却費及びたな卸資産の減耗費などでございます。

次に、2項の営業外費用は3,708万6,860円でございます。主なものとしては、財務省及び地方公共団体金融機関への企業債利息でございます。次に3項の特別損失149万9,560円は、破産あるいは無断転出などによります居所が特定できないために生じた料金徴収不納分でございます。

25ページに移りまして、資本的収支の説明をさせていただきます。

まず資本的収入といたしまして、1款の資本的収入は4,876万8,344円でございます。内訳でございますが、4項補助金、1目国庫補助金では774万9,000円で、緊急時給水拠点確保等事業国庫補助金となっております。5項の負担金その他諸収入では、新設工事に係ります給水分担金収入3,427万6,244円と、下水道工事等に係ります工事負担金674万3,100円を合わせまして4,101万9,344円の収入となっております。

次に26ページをお開きください。資本的支出でございますが、1款資本的支出は2億6,331万9,959円でございます。内訳といたしまして、1目浄水設備費では、浄水施設の改良工事の設計業務委託料及び改良工事費等で1,781万1,000円、2目配水設備費では下水道工事等に伴います配水管の布設がえの設計委託料や工事費で1億5,289万285円、4目の固定資産購入費531万3,067円は、量水器の購入費、車両運搬具購入等の支出となっております。

3項の企業債償還金8,730万5,607円は、財務省と地方公共団体金融機関に対します元金償還金でございます。なお、企業債明細書は28ページから29ページに掲載いたしております。

続きまして、貸借対照表の説明をさせていただきますので、8ページにお戻り願います。

まず、資産の部といたしまして、1の固定資産の(1)有形固定資産につきましては、(イ)土地から(ト)建設仮勘定までの合計57億651万2,955円でございます。続きまして、2の流動資産につきましては、(1)現金預金から(7)その他流動資産までの流動資産合計が24億9,598万5,269円でございます。固定資産と流動資産を合わせました資産合計は82億249万8,224円でございます。

次に負債の部でございます。3の固定負債につきましてはございませんでした。4の流動負債につきましては、次の10ページにまたがり(2)未払金から(4)その他流動負債までの合計が1億352万4,568円でございます。負債合計も同額となっております。

次に資産の部でございます。5の資本金につきましては、(1)自己資本金と(2)借入資本金を合わせました資本金合計は12億1,215万9,730円でございます。6の剰余金につきましては、(1)資本剰余金では(イ)国県補助金から(ハ)その他資本剰余金までの合計は53億1,381万2,610円でございます。(2)利益剰余金では、(イ)減債積立金、(ロ)建設改良

積立金、(ハ) 前年度繰越利益剰余金と当年度純利益を合わせました利益剰余金合計は15億7,300万1,316円でございます。剰余金合計は68億8,681万3,926円で、資本金と剰余金を合わせました資本合計は80億9,897万3,656円で、負債と資本を合計いたしました負債資本合計は82億249万8,224円でございます。なお、この額は9ページの資本合計と合致しております。

以上でございます。なお、平成23年度におきましても、取水大字の関係者のご協力により、安定給水を行いましたことをご報告させていただきまして、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

寺田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、認第10号の平成23年度葛城市水道事業会計決算の認定について、若干の質疑を行っておきたいと、このように思います。

経営の指標を見させていただきましたけれども、有収率がこの10年ぐらいを見てみましても、96.6%ということで、過去最高になっているのではないかというふうに思います。しかし、一方で有収率は上がりましたが、回収率そのものは112%と前年比で7.7ポイント下がっている、こういう状況であります。当然回収率が下がっておりますので、収支も8,800万円ぐらいの利益になっているわけですが、有収率が上げられたということは、それだけ供給した水が水道料金として売り上げに貢献をしているということで、現在の経営の状況、平成23年度どういう努力をされて、どういう手だてを打たれたのか。さらにまた、今後どのように取り組まれていくかお伺いをしておきたいというふうに思います。

これと関係はするわけではありますが、本市の水道事業は、大手の大口の使用者があって、その使用者、名前を言っておきます。シャープなんですけれども、最近の新聞報道やテレビの報道では大変な経営状況になっていて葛城工場も今後どうなるかというのが本当に心配をされるところであります。この間、いろいろ先般開催をされました水道運営協議会の中でもこの件について議論があり、水道ビジョンそのものを市長自身は見直さなければならないと、こういうふうなお話もありました。そういうことからの今後の水道事業の経営について、どのようにお考えになられておられるか。水道ビジョンをあわせて、一括してお答えいただければいいのではないかというふうに思います。

寺田委員長 川松課長。

川松水道課長 水道課の川松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

有収率でございますけれども、有収率につきましては、有収水量は483万4,458立方メートルに対しまして、配水量は500万2,428立方メートルで、平成23年度は96.64%となります。前年度の有収率は95.25%であり、前年度に比べて1.39%、約6万9,533立方メートルの増加となっております。これにつきましては、老朽管の布設がえ工事のときの洗浄、洗浄の有効な洗浄、あるいは検針時に水道使用料が増加しているところは確認作業等を行っており、漏水等の早期発見、即座の対応及び漏水調査に努めております。

有収率が若干増加した理由は、事務局で検討いたしましたけれども、配水管の漏水件数の

減少であると思っております。平成22年度漏水は163件で、平成23年度は91件でございました。72件の件数が減少しております。これにつきましても、下水道工事に伴うとともに、ガス会社様とともに漏ガス対策によるガス老朽管の布設がえ工事と一緒に水道の老朽管の布設がえ工事に努めてまいりました。今後におきましても、漏水等の早期発見、検針時発見を含む配水量異常増に伴う即時の漏水調査など即座な対応に努め、さらなる有収率向上を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、シャープ様でございますけれども、株式会社シャープ様の今後の見通しにつきましては、新聞報道によりますと、液晶パネルの事業等の不振ということで赤字が出ており、平成23年度決算においては、葛城市水道においては、水道使用水量は55万616立方メートルで、水道料金は1億4,194万8,160円でした。また、太陽電池事業にとりましても、本市葛城工場では生産調整、縮小に入れ、本年度申し込み計画水量は50万立方メートルでございますけれども、8月の盆明けの工場側との情報交換により、本年度計画見直しにより23万立方メートルから24万立方メートルの見込みとなるということでお聞きしました。

また、来年度も厳しい経済状況の中、報道などによれば、台湾企業との連携により挽回が図られているようです。葛城工場においても、その影響を注視しており、情報収集に努めておられます。これからも厳しい経営運営を強いられていくことからして、工場側との話し合いの予想としては、工場側からは、平成25年度は計画受水量は約20万立方メートルの見込みになるとの話を受けております。また、これからも工場側との密なる情報交換をいたしてまいりたいと存じております。

以上でございます。

寺田委員長 市長。

山下市長 全体的なこれからの水道事業の見通しであるとか、今の状況の分析ということでございますけれども、ただいま川松課長が申し上げましたように、シャープという大規模な受水企業が経営不振に陥っておるという状況の中で、昨年度策定をいたしました水道ビジョン、これはシャープが経年的にというか、恒久的に水道の使用をずっと続けていただけるというような前提のもとに成り立っておったわけでございますけれども、その根底の部分で大きく見直していかなければならないというところが出てまいりましたので、いま一度それをどうしていくのかということとともに、県営水道、県水の受水量をこれからどうしていくのかという課題がちょうど今出てきております。まだ二部料金制のままでいくのか、どういう形でいくのかという決着はついておりませんが、県と交渉していきながら、設備投資のあり方等も踏まえて、しっかりと県と議論をし、その中でLCC、ライフ・サイクル・コスト、市が自分のところで原水を自前で持って、自分のところで建物を建てた上で運営をして、安い水を自前の建物で持っていく方がいいのか、それとも県の水道、高い水であるけれども、設備であるとか、それは全部県持ちのもので、それを維持していく方がいいのか、どこかの段階でそれは比較計算をしていかなければならない。料金体系がわかった段階でいろいろと比較検討をしていき、また議会の皆さん方にその内容等を披瀝しながら、どの選択を市民のためにしていくべきなのかという議論は当然していかなければならないだろうというふうに思

っております。

今シャープの話だけで、水を買っていただく企業が縮小というお話をいたしましたけれども、1つには、これはうれしいニュースといたしますか、シャープの川の東側にあります大同薬品さん等、去年の震災以降、いろんな形で受注がふえておるということで、去年から、タンクによって水を供給したい。臨時的に水を供給してございましたけれども、会社からの申し入れがあり、恒久的に水をたくさんいただきたいという申し入れがございました。現在のところ、たくさん使っていただけるように工事等も含めてできるだけ早く対応させていただくように考えておりますけれども、資産で言いますと、10万トン以上はプラスで使っていただけるような状況になるのではないかというような試算もしております。これからどういうふうな状況になっていくのか、大企業の動向を注視をしていきながら、それであっても、しっかりと企業会計として黒字で運営をしていけるように、また住民の皆さん方に迷惑をかけないような形で設備投資をしていけるように、しっかりと運営をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 課長並びに市長からご答弁をいただきました。有収率の96.64%を達成したというところで、いろいろその要因についてご説明をいただきました。96%を維持し、それから更に高みを目指すということは、これはなかなか困難なことであると思っておりますけれども、今、課長からの説明を受けていけば、まだまだいけそうだなというふうな期待が膨らんできたということで、さらなる経営の改善、漏水の防止に取り組んでいただきたい。

あと、3.36%は、まさに料金としてはね返らないで、どこかへ流れていってしまっているわけですから、その点をよく考えていただいて、今ご答弁あった内容というのは、本当に業務の中でこつこつと積み上げていくということで、確かなことだというふうに思いますので、引き続きよろしく願いをしておきたい。

水道事業の経営にとって余にもシャープの影響が多くて、平成24年度の予算では、大体課長が申されたような水量で予算を組めば、一挙に収支における利益は大きく落ち込むという、そういう状況になってまいります。そういうことからして、何とか葛城工場を持ちこたえていただいて、新たな再出発の中で水が供給できるという、もっともっとできるという時期を期待をしておきたいというふうに思います。

それから、水道ビジョンというか、やっぱり経営の問題の中で、二部料金制という問題も、これは非常に自己水源を75%賄っているという中では大きな影響があるわけで、これをどうしていくかという点は、これは本当に行政、議会が将来を見据えた議論が必要であろうというふうには思っておりますけれども、私は最近、東日本大震災という大規模な形でこの市町村が丸ごと被災をするというふうな状況の中で、本当に水道事業そのものがどのようにして災害から生き残り、市民の皆さんに水を供給できる、そういう施策を考えていかなければならない、こういうふうに思うわけです。

そういうことから考えますと、県は確かに大滝ダムという二千数百億円をかけてやっと試

験湛水を終了するという状況の中で、早晚、二部料金制の具体化を図り、市町村にいろいろ提起をしてくるだろうというふうに思いますが、私は、大震災で考えたことは、全体としてやはり耐震化を進めていく、あるいは災害に強い施設、設備にしていく、そういうことは大事なことだけれども、第1には、1カ所だけの供給源に頼るといのは、これは非常に危険だというふうに考えます。

そういうことからすれば、幸いにして、私ども葛城市は、葛城山系を中心に天の恵みがあるわけで、それを生かして、全体としてではなくてもいいですから、竹内の配水場を、それこそ地形も利用して、原水確保、あるいは原水を利用して自分の守備範囲の供給を図るとともに、災害のときには、そこが基本となって新庄の配水場がダウンしたときも、竹内の浄水場は何としても生きて、そこから水が供給できるという、そういう体制もつくっていかなくちゃならないと考えています。これはなかなか経営という考え方からすれば、まあ危険なところはありますけれども、しかし、そういうことも視野に入れた水道ビジョンというものを考えていかなければならないのではないかとこのように痛切に感じるようになりました。ぜひその辺も、市長、視野に入れてご議論をしていきたいというふうに思いますし、考えていただきたいということでもあります。

最後に、この話の延長線上ですけれども、やはり恵まれた水源を確保する、自己水源の確保ということについてどのようにお考えになられているか、この点だけ最後にお聞きしておきたいと思います。

寺田委員長 川松課長。

川松水道課長 水道課の川松です。どうぞよろしくお願いたします。

葛城市の自己水源は水道ビジョンでも記しましたように、先人の業績であり、市民の貴重な財産であります。これを今後も維持する方針は変わりません。水源構成は、自己水源で、ため池、深井戸で約75%、浄水受水、県営水道で約25%であります。安価な自己水源を多く利用することにより県内で2番目に安い水道料金での供給が可能になっています。今後も安定的な自己水源を確保できるように、ため池周辺の汚濁源の監視や他部局への森林保全の要請や働きかけなどを行っていきたくて思っております。

また、先人の業績であります関係の皆様のご協力のもとで生み出されてきた貴重な自己水源を今後も大切にしていくためには、水源利用のあり方などについて長期的な視点で環境づくりを事務局としても目指して考えていきたくて思っております。

以上です。

白石委員 ぜひ考えてください。

寺田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 ちょっと参考までにお聞きしたいのですが、20ページの原水貯水費の中で、予算のときにも聞きましたけれども、新庄地区、竹内地区貯水のトン数、それから負担の金額、これをまず教えていただきたいのと、今白石委員の方からいろいろ話があったわけですけども、シャープの方がこれだけ、一時の3分の1程度になるという、そういうことになりますと、県水の

申し込みについて、あくまでも130万トンを守らなければいカンのか、あるいは減った分だけは減らして申し込みできるのか、その辺もちょっと教えていただきたいというふうに思います。

寺田委員長 ただいまの質疑に対しまして。

課長。

川松水道課長 これは平成23年でございますけれども、取水量は新庄地区で、平成23年は204万7,368立方メートルでございます。當麻地区で148万4,335立方メートルでございます。

県水の申し込みにつきましては、今現在につきましては、実際には125万トンということをおもってございましたけれども、それはシャープを含んだ水量でございます、シャープの減に伴いまして、一応今現在ではシャープを減らした中で申し込みは107万トンで、大口の12万トンを含めた中で107万立方メートルを申し込んでおります、仮申し込みでございますけれども。

以上です。

寺田委員長 岡本委員。

岡本委員 基本的に言うとする原水の貯水費、その水量はわかったけれども、お金の内訳を教えてくださいとさっきから言うとするわけやけれども、それと今聞いたら、結局シャープが減った分については減って申し込みができる、こういうことやな。

寺田委員長 そういう解釈ですね。

川松水道課長 はい。

岡本委員 そういう解釈。もしふえたら、またそのふえたで申し込みは1年1年でいけると、こういうことですか。

寺田委員長 川松課長。

川松水道課長 夏場の規制水量というのがありまして、やっぱり本給水の申し込みが3月にございますので、そのときに確かな予想ということでの教えていただいた中で、ただし、予算としてはそれまでに、もしもっと将来的な予想がつくならば、それについて予算を補正してでも水量を使っただけとは理解しております。ただし、夏場の規制水量については、県と交渉せざるを得なくなると存じております。

原水受水費でございますけれども、トータルは603万3,000円でございますけれども。

寺田委員長 課長、今、岡本委員がお聞きになっているのは、新庄と當麻と分けて言ってくれと。それともう一つは、先ほど来から県の申し込みが途中でふやせるのか、減らせるのかということをお聞きになっているので、そこらあたりをきっちり答えなさい。

課長。

川松水道課長 取水費でございますけれども、新庄地区で512万5,000円でございます。當麻地区で564万3,497円でございます。

寺田委員長 県水の契約です。途中で契約水量を減らせるのか、ふやせるのかということをお聞きになっているんです。

西口課長補佐。

西口水道課長補佐 県水の水量については年間契約になっていまして、その契約水量は縛りになっていまして、夏場にその縛りが、7、8、9月とその当初の契約について縛りがかかっています、それ以外に増量する場合は、増量は可能です。

以上です。

寺田委員長 岡本委員、それでよろしいですか。

岡本委員。

岡本委員 済みませんが、夏場が……。

寺田委員長 もう一度答えていただきます。

西口課長補佐。

西口水道課長補佐 県水とは年間契約で受水量を契約しておりまして、夏場の7月、8月、9月については、その当初に契約した金額の縛りで、ちょっと今率については思い出せないのですが、上限が決まっています。それ以外の月については、取り放題と言えれば取り放題ということになっています。

寺田委員長 取り放題ってどういうことか。取り放題って、そういう言葉を使ったらあかんで。岡本委員、ちょっとわかりやすくかいつまんで説明してあげて下さい。

岡本委員 初めの年間契約はわかっているから、一番当初に例えば100万トン申し込んで、例えば150万トンくれといたら、違約金を払わなきゃあかんわけだし、くれへんわけだ。それはわかっている。今、シャープの話が出たから、こんな話を聞くわけだけど、今までシャープが問題なくて90万トン使っているんだったら、そんなもの聞かへん。言葉は悪いけど。今20万トンになると、将来、言うとするわけやろ。ざっとええとこ70万トン減るわけじゃないですか。70万トン減るということは、お金にしたら何億の金になるわけやろ。今8,800万円の利益が出ているというて、白石委員がいろいろ聞いてくれているわけで、単純計算したって、利益は半分ぐらいになるわけだろう。それで、経営は、市長と白石委員が言うとする中で、今後どうしていくねん、できるだけ私も自己水を使ってほしいということは要望したいじゃないですか。その中で、今言っているように、例えばシャープが20万トン申し込んで、例えば業績がよくなってきた。例えば50万トンにしてくれと言われたときに、ずっと対応できるかということを知っているわけです、まず1点は。

もう1点は、今聞きたいのは、合併前に、新庄町のときに、県水と新庄町は取り決めがあるということは、その取り決めの用紙は持ってくれているのか。ということは、シャープは特別扱いになっているわけだ。シャープについては、7月、8月、言うたら水不足になっても、シャープの水としては、10万トンであろうが、50万トンでも渡しますという覚書があるやろ。それは引き継いでないの。

寺田委員長 川松課長。

川松水道課長 お答えします。引き継ぎというか、そういう県との覚書というのはこちらにあります。

それについては、渇水の制限については緩和するということで、渇水制限はいたさないということでの書類として確認はいたしておりますけども。

寺田委員長 岡本委員の聞いている意味をわかっているのか。最後の質問でお願いします。

岡本委員 もうよろしいわ。

寺田委員長 もうよろしいわって、それで納得していただいたら、もうそれで結構でございます。また個別に聞いて下さい。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようでございますので、質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田委員長 異議なしと認めます。

よって、認第10号は原案のとおり認定することと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで委員外委員からの発言の申し出があれば許可いたしますので、ございませんか。

春木委員。

(春木議員の発言あり)

寺田委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで一言、閉会についてのあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、3日間にわたる決算審議、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございます。計10会計の決算認定におきまして、慎重に、そして円滑に審査いただき、ありがとうございます。皆様のご協力によりまして、スムーズな委員会運営ができましたことを深くお礼申し上げます。

最後に理事者側に申し上げます。今回、各委員より出されました意見や要望を真摯に受けとめられ、平成25年度予算の編成に生かしていただき、市政の執行に当たられますよう要望いたしまして閉会のあいさつといたします。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでございました。ありがとうございます。

閉 会 午後4時40分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長